

施策編

浪江町復興計画【第一次】

みんなでもに乗り越えよう、
私たちの暮らしの再生に向けて
～未来につなぐ復興への想い～

平成24年10月

浪 江 町

IV 具体的な取組みと方向性・・・P1～167

- 1. 復興までの道筋・・・P2～3
 - 1) 各時期における復興のイメージ・・・P 2
 - 2) 各時期における取組みのイメージ・・・P 3

- 2. 各時期において目指す復興の姿・・・P4～6
 - 1) 短期において目指す姿(震災より3年～H26.3.31)・・・P 4
 - 2) 中期において目指す姿(震災より6年～H29.3.31)・・・P 5
 - 3) 長期において目指す姿(震災より10年～H33.3.31)・・・P 6

- 3. 避難期の生活再建に必要な取組み・・・P7～89
 - 1) 健康管理の強化と徹底・・・P 8～ 21
 - 2) 損害対策の充実・・・P 22～ 29
 - 3) 町民と町民・ふるさとをつなぐ“絆”の維持・・・P 30～ 45
 - 4) 事業再開や就労支援による働ける場の確保・・・P 46～ 53
 - 5) 子どもたちを支える教育環境の充実・・・P 54～ 65
 - 6) 仮設住宅・借上住宅など住環境の改善・・・P 66～ 71
 - 7) 避難先で安心して暮らすために・・・P 72～ 81
 - 8) なみえの伝統文化の復興・・・P 82～ 89

- 4. 町外で安心して暮らすために必要な取組み・・・P91～97
 - 1) 町外コミュニティづくり・・・P 92～ 97

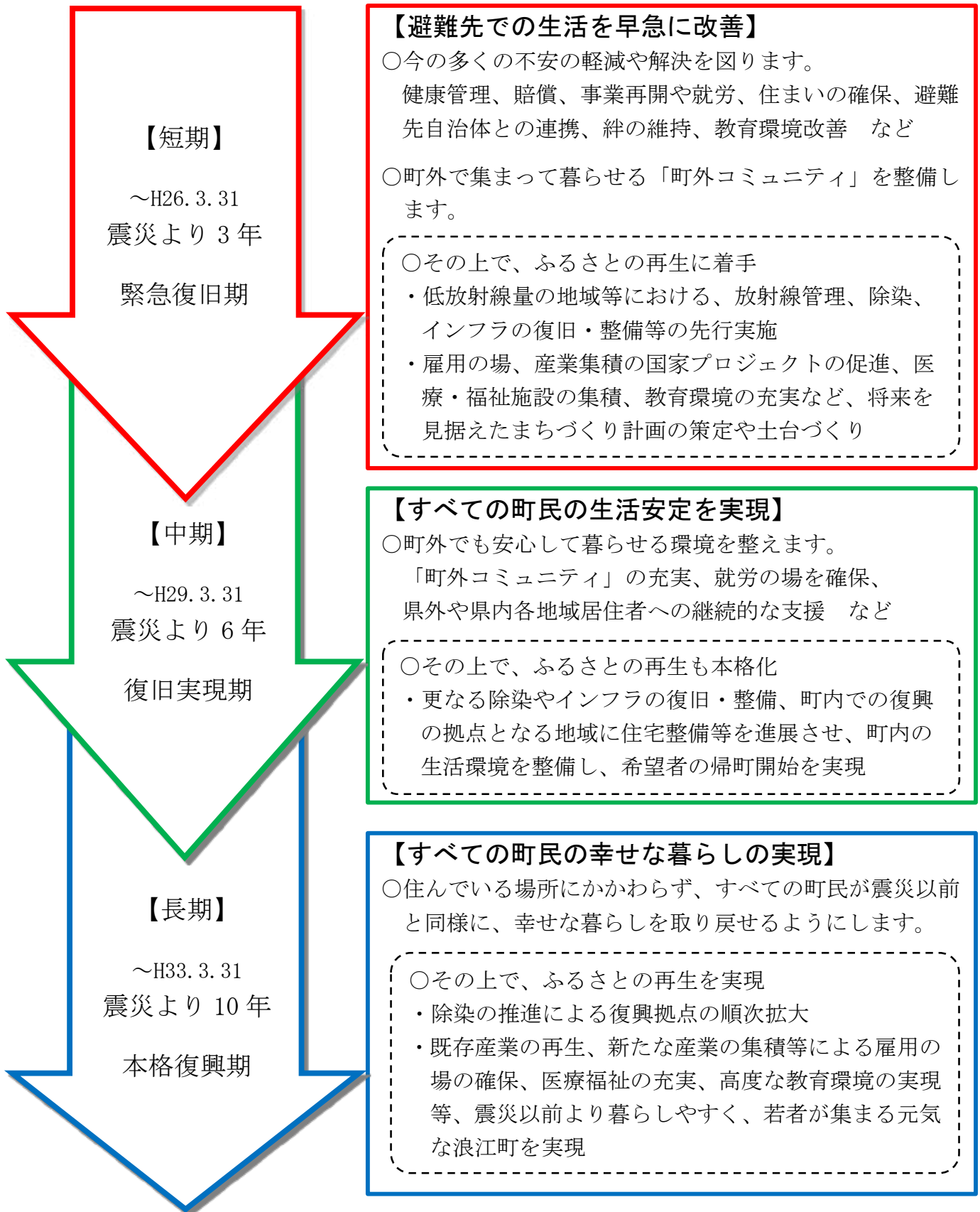
- 5. ふるさとを再生していくために必要な取組み・・・P99～167
 - 1) 除染・放射線管理の推進と安全対策・・・P100～117
 - 2) インフラの復旧・整備と主要交通網の確保・・・P118～127
 - 3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備・・・P128～135
 - 4) 津波被災地の復旧・復興・・・P136～149
 - 5) ふるさとでの産業の復興・・・P150～161
 - 6) 産業集積による地域経済の再生・・・P162～167

IV 具体的な取組みと方向性

1. 復興までの道筋 . . . P 2 ~ 3
2. 各時期において目指す復興の姿 . . . P 4 ~ 6
3. 避難期の生活再建に必要な取組み . . . P 7 ~ 9 0
4. 町外で安心して暮らすために必要な取組み . . . P 9 1 ~ 9 8
5. ふるさとを再生していくために必要な取組み . . . P 9 9 ~ 1 6 7

1. 復興までの道筋

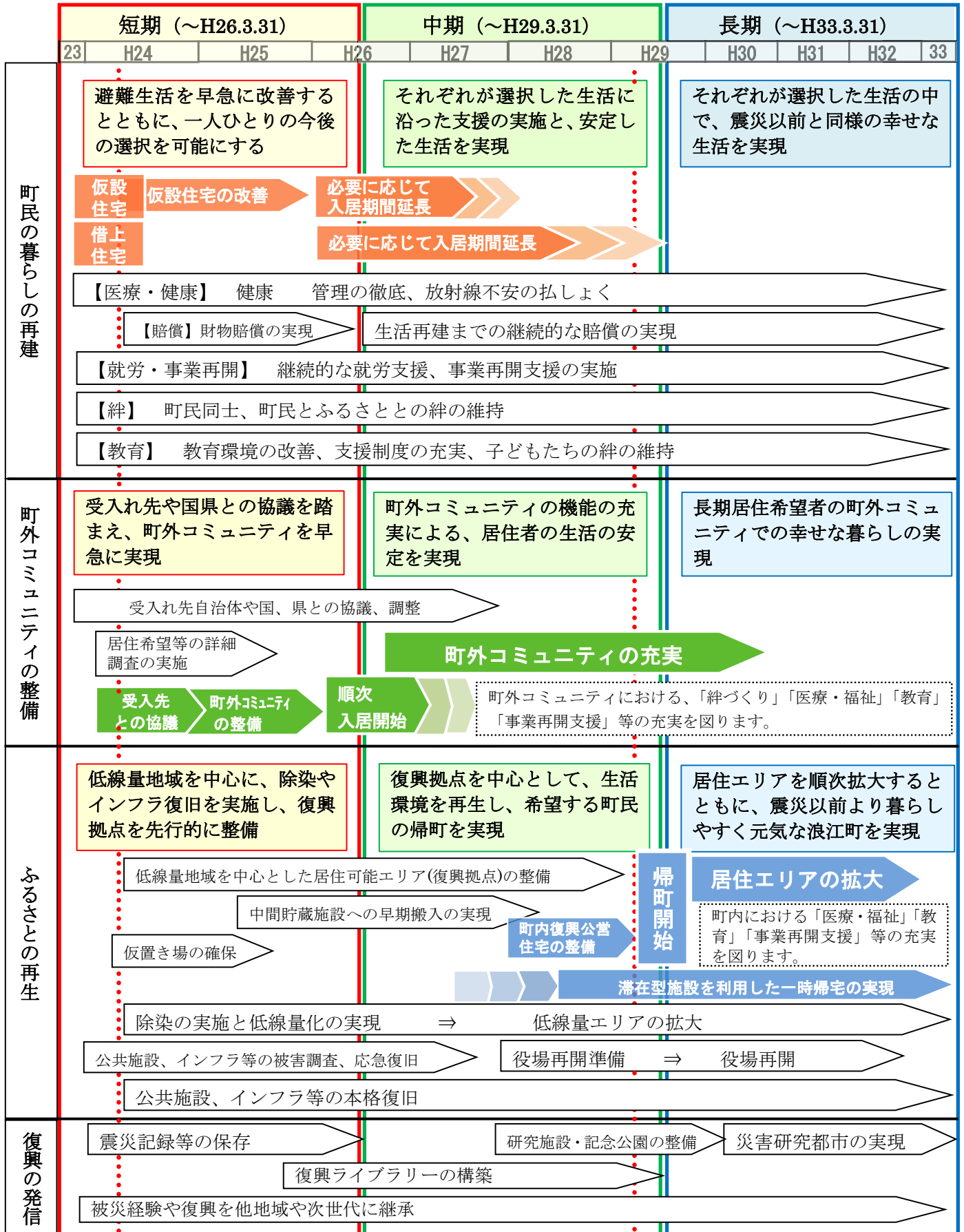
1) 各時期における復興のイメージ



2) 各時期における取組みのイメージ

警戒区域見直し H24 年中を予定

発災から 6 年後(H29.3.11)避難指示解除を想定



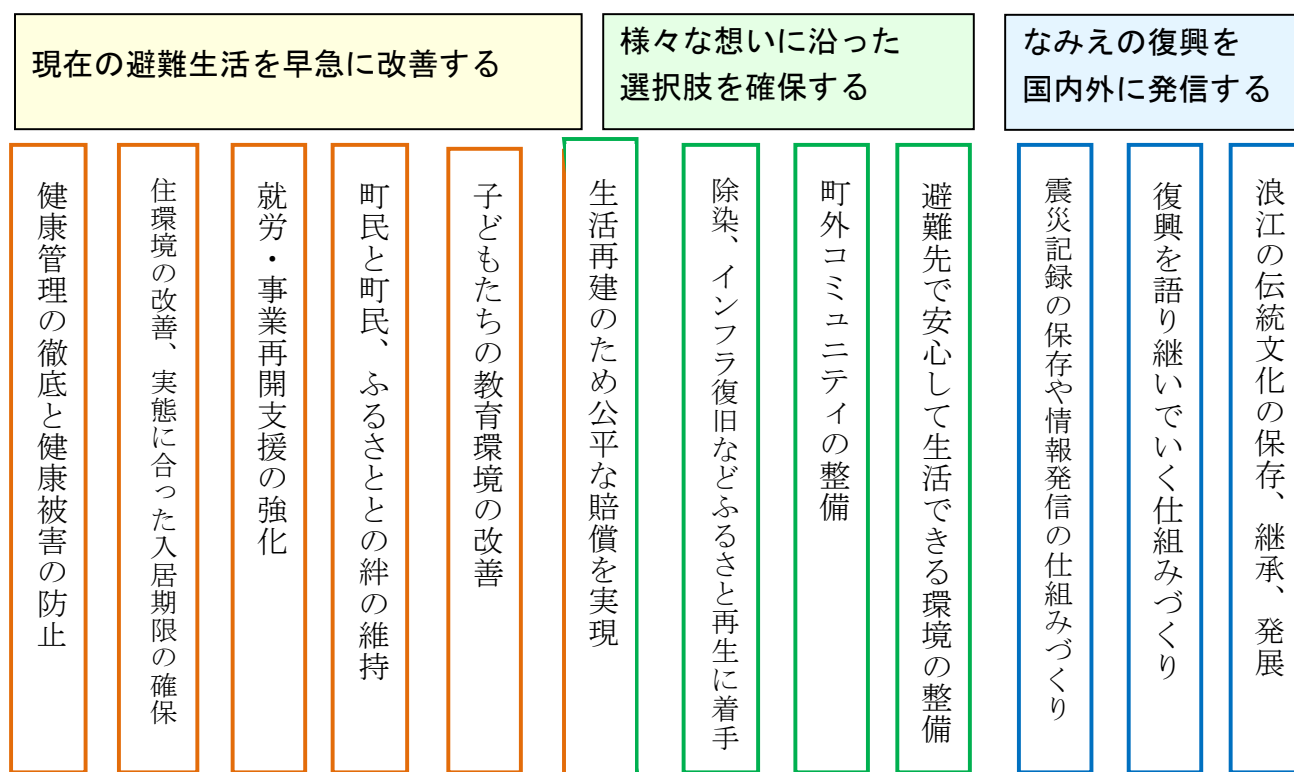
2. 各時期において目指す復興の姿

1) 短期において目指す姿（震災より3年～H26.3.31）

この災害を乗り越える上で、一番重要なことは「一人ひとりの暮らしの再建」です。

今の苦しい避難生活を乗り越えるとともに、人それぞれの考えに寄り添い、多様な選択肢を確保し、町民一人ひとりが希望する環境で生活を送れるようにしていくことが必要です。また、世界的な災害の被災地そして被災者としての声を他地域や世界に伝えていくことが重要です。

【短期目標と主要な取組み】



【震災から3年後の展望】

平成24年中に区域の見直しが行なわれる中で、町内全域の避難指示を発災から6年間は解除しない方針を打ち出したことにより、全町民が一律(家財以外)で賠償を受けることができるようになり、財物賠償を含む賠償問題が進展し、町民それぞれの選択へ踏み出すことが可能となります。

避難先で安心して暮らすために町外コミュニティが整備され、希望者の入居が開始されます。

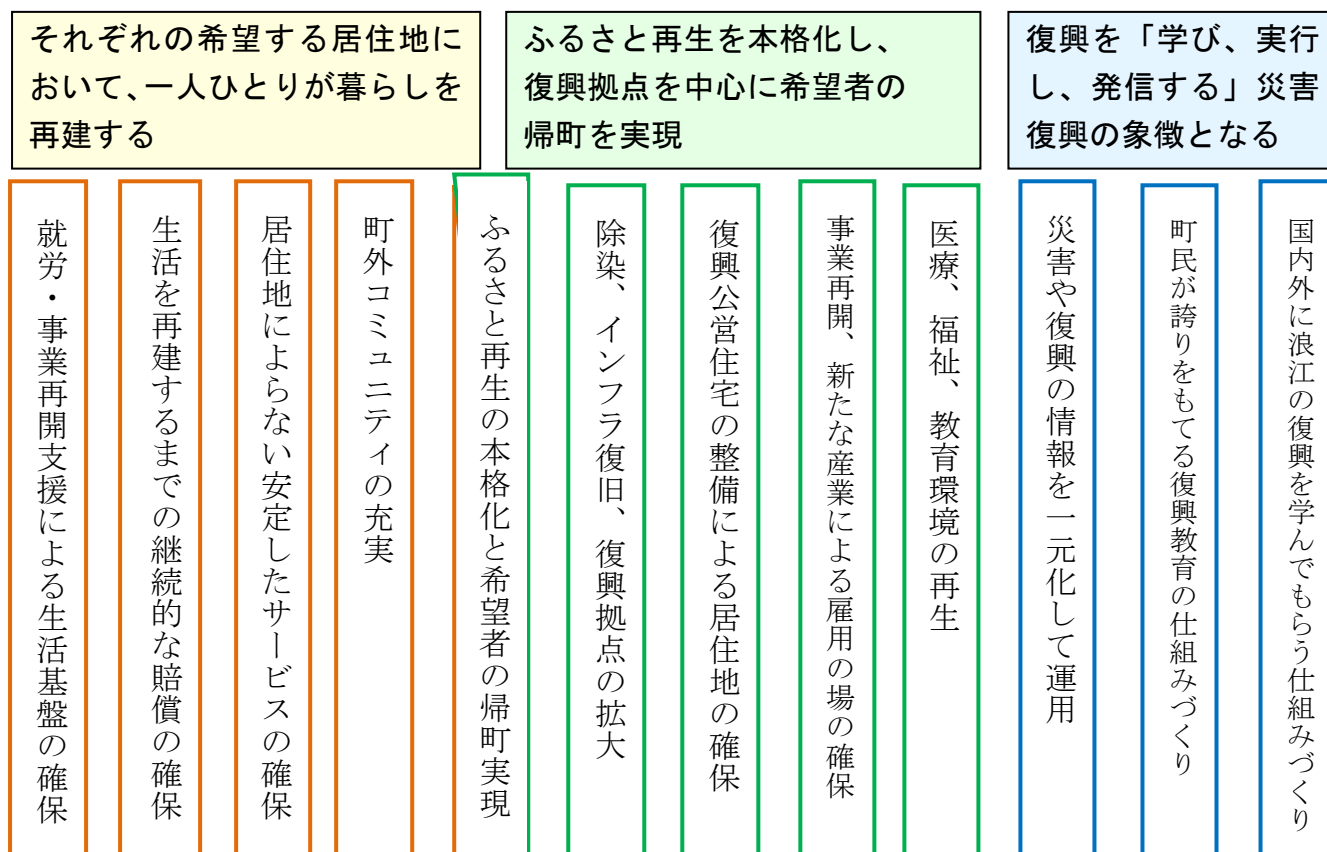
自分の選択した場所で生活を送る町民も、避難先自治体と連携を強化する中で、安定した行政サービスや支援が確保され、安心して生活できる環境が実現しています。

町内では区域の見直しにより、除染やインフラ復旧に本格的に着手できるようになり、低線量地区を中心に復興の前線基地となる復興拠点が整備されます。

2) 中期において目指す姿 (震災より6年 ~H29.3.31)

短期での取組みを継続、強化し、町民の多様な想いにそった生活環境を確保する中で、それぞれの居住地で安心して安定した生活を送れるようにしていくことが必要です。また、本格化する生活再建やふるさと再生の動きを世界に発信し続けていくことが重要です。

【中期目標と主要な取組み】



【震災から6年後の展望】

ふるさとへの帰還までの間、町外コミュニティや他地域に住む方、他地域に永住を決めた方、避難指示の解除に合わせてふるさとへ帰町する方、一人ひとりの選択がある中で、どんな選択をしようとするか不自由のない環境で、安定した生活を取り戻しています。

他地域で生活を再建するまで支援や賠償を継続するとともに、自治体間での連携を強化し震災前と同水準の行政サービスや生活関連サービスを受けられるようになります。

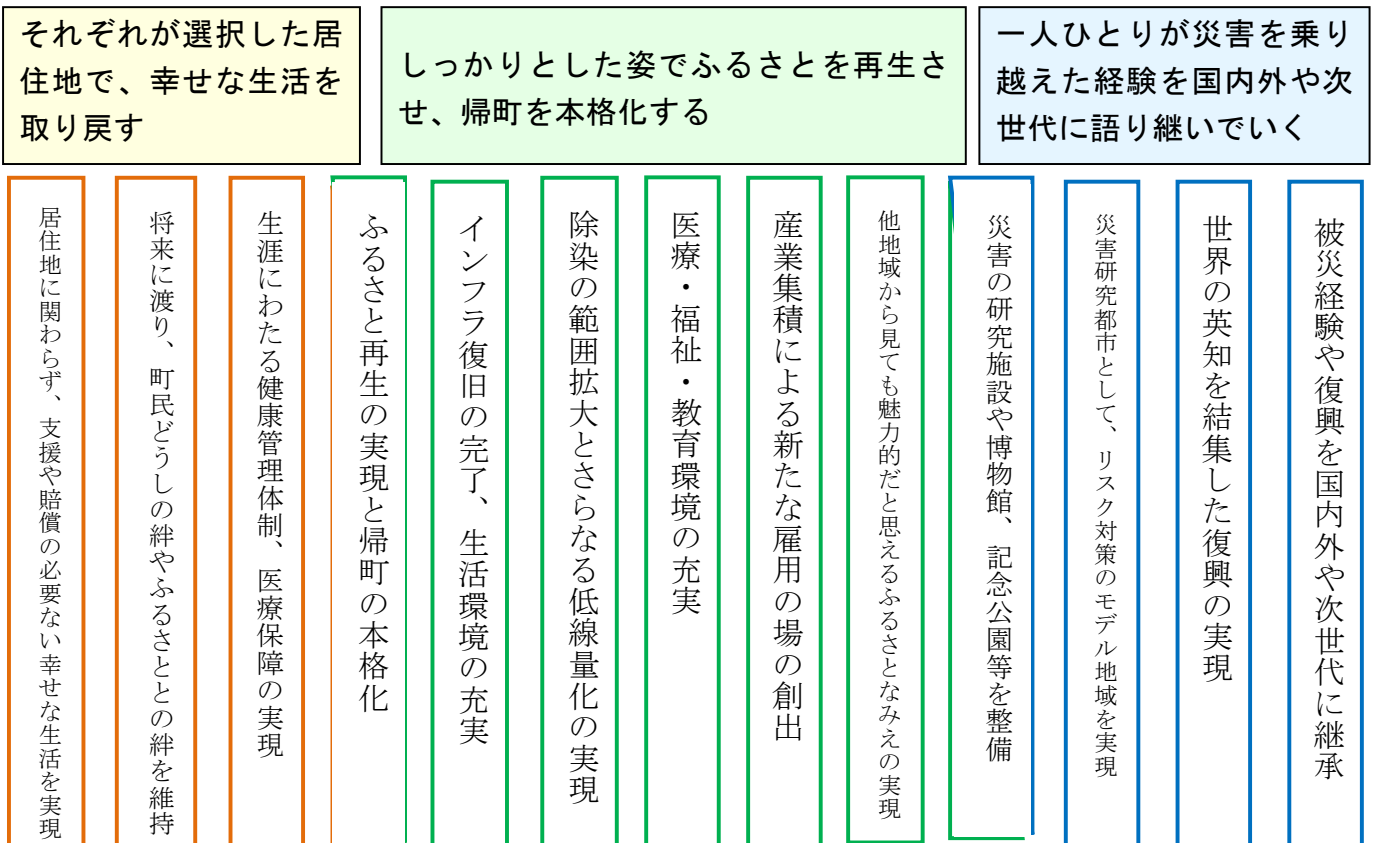
町外コミュニティでは、受入れ先自治体との共生の中で、店舗や必要な公共施設などが充実し、一層の生活環境の向上が図られます。

ふるさとにおいては、除染やインフラ復旧が進展し、復興拠点が拡大する中で、震災から6年後のH29年3月11日に避難指示が解除され、生活環境が整った地域への帰還が実現します。

3) 長期において目指す姿 (震災より10年 ~H33.3.31)

短期、中期においての取組みをさらに飛躍させ、町民一人ひとりがそれぞれの選択した場所で、震災以前の幸せな暮らしを取り戻す中で、世界的な大災害を乗り越えた経験を活かし、他地域や次世代につないでいくことが重要です。

【長期目標と主要な取組み】



【震災から10年後の展望】

町民一人ひとりの選択した生活が、それぞれの幸せな暮らしにつながっています。

他地域に居住する方は災害を乗り越えたことに誇りを持ち、ふるさとなみえとのつながりを保ちながら、それぞれが幸せな生活を送っています。

町内においては、さらなる低線量化、廃炉に至るまでの原発の安全確保、防災減災に配慮したまちづくり、万が一の際の避難道や広域交通網の整備など、安全安心を第一にしたまちづくりが進められる中、既存産業の再生、新たな産業の集積、医療福祉の充実、高度な教育環境の実現など、震災以前より暮らしやすく、若者が集まる元気な浪江町が実現しています。

町外コミュニティでは、本格的に帰町が実現する中で、受入れ先自治体と今後のあり方について調整を進め、住み続けたいと願う方の想いに応えるためにも適切な形で存続していきます。

3. 避難期の生活再建に必要な取組み

避難期の生活に必要な取組みを行う背景や課題、具体的な取組みの内容や工程、達成すべき目標を、テーマに分けて取りまとめています。

掲載した取組みを着実に推進し、町民の皆さまの生活の安定を図ります。

【主要な取組み】

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1) 健康管理の強化と徹底 | ・・・P 8～21 |
| 2) 損害対策の充実 | ・・・P22～29 |
| 3) 町民と町民・ふるさとをつなぐ“絆”の維持 | ・・・P30～45 |
| 4) 事業再開や就労支援による働ける場の確保 | ・・・P46～53 |
| 5) 子どもたちを支える教育環境の充実 | ・・・P54～65 |
| 6) 仮設住宅・借上住宅など住環境の改善 | ・・・P66～71 |
| 7) 避難先で安心して暮らすために | ・・・P72～81 |
| 8) なみえの伝統文化の復興 | ・・・P82～89 |

1) 健康管理の強化と徹底

《背景・課題》

本町は原発事故による避難の中で、多くの町民が事故の情報がないまま、放出された放射性物質の拡散方向と同じ方向に避難をし、無用な放射線被ばくを強いられました。

また、慣れない環境での避難生活が長期化する中で、心身ともに健康でいることが困難な状況です。

放射線による健康不安を解消するとともに、心身ともに健康でいられるような取組みを推進し、町民の命を守っていく必要があります。

1. 事故直後の放射線被ばくによる身体への影響や、将来にわたっての健康不安が払しょくされていない状況です。

2. 放射線に関する様々な情報が存在し、また、身の回りの生活環境の放射線量などを把握できないことなどによって放射線不安が増大しています。

3. 避難生活の長期化に伴い、心身ともに健康であり続けることが困難な状況です。

4. 町外コミュニティ、ふるさとなみえなどでの医療・福祉環境が不透明な中で、それぞれが将来に向けての選択をしなければならない状況です。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	町民の健康	全ての町民に対する健康診査等の機会を確保し、健康不安を解消するとともに、自立的な心身の健康づくりができるようにします。
中期		避難先、町外コミュニティ、ふるさと等、それぞれの居住先での健康を保持できるようにします。
長期		全ての町民が震災前のように、健康不安のない生活を送れるようにします。

《施策（取るべき対策）》

①全町民の放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減

【課題】

- ・放射線による健康への影響が不明瞭なことで大きな健康不安が生じています。
- ・検査機会が限られているため、自身の状態把握が困難な状況です。
- ・健康被害に対する措置が制度化されていないため、将来的な不安があります。

課題解決のための手法

(1) 内部被ばく検査測定器の導入と検査の実施

- ・津島仮設診療所への検査測定器の導入及び検査の継続
- ・全国での受診体制の確立を国・県に要請
- ・他の検査、健診等と同時に検査を実施できるように検討、調整

(2) 甲状腺検査の継続的实施

- ・県民健康管理調査（18歳以下を対象に20歳まで2年に1回）による検査の推進
- ・浪江町独自検査の実施（県の2年に1回の検査の間の年に実施）
- ・他の検査、健診等と同時に検査を実施できるように検討、調整

(3) 健康診断等の検査機会の確保及び検査項目の拡充

- ・原発避難者特例法による乳幼児及び妊婦健診の推進
- ・全国での受診体制の確立を国・県に要請
- ・白血球分画（白血病）検査を加えた検査の継続実施

(4) 生涯にわたる健康管理のための手帳の作成

- ・「浪江町健康手帳」の配付
- ・健康手帳への記帳の啓発活動

(5) 専門家による健康管理相談機会の充実

- ・放射線医学県民健康管理センターと連携し、放射線防護に関する講演会及び講習会の段階的・継続的実施
- ・講演会等で得た情報の発信強化

(6) 町民の命を守る健康管理、医療保障の法制化の実現

- ・医療保障の法制化実現に向けた国への要請
- ・県の子ども医療費無料化事業の円滑な運営

【目標】

内部被ばく検査、甲状腺検査を行い、実態を的確に把握し、それに係る健康リスクの正しい情報を提供し、健康不安を払しょくするとともに、将来にわたっての安心を担保するために、医療保障の法制化を実現していきます。

【課題】

- ・放射線に関する情報や見解が多様で、判断基準がわからないことで、放射線不安が増大しています。
- ・身の回りの放射線量等が把握できないため、生活環境の安全性確認が困難な状況です。
- ・学習の場がないため、放射線知識の習得が難しい状況です。

課題解決のための手法

(1) 全世帯への放射線量計の配付による町民の放射線管理体制の構築

- ・全世帯への線量計の配付
- ・線量計の操作講習等を随時実施

(2) 放射線に対する科学的見解の周知（多様な見解を尊重）

- ・放射線医学県民健康管理センターと連携し、放射線防護に関する講演会及び講習会を段階的、継続的に実施
- ・講演会等で得た情報の発信強化

(3) 子育て世代のための学習会の開催

- ・学校教育と連携した学習体制の構築
- ・学校単位での交流会等の機会に合わせた放射線講演会等の開催
- ・放射線医学県民健康管理センターと連携し、ガラスバッチ検査の結果に対する講習会等を計画的に実施
- ・講演会等で得た情報の発信強化
- ・子育て世代向けの放射線に関する解説本の作成及び配布

(4) 食品検査体制の整備、充実（復興に向けて）

- ・現在の食品検査の継続実施
- ・町外コミュニティ・ふるさと再生整備計画などに合わせた食品検査体制の整備
- ・検査技術者の育成

(5) 学校教育における放射線不安の低減、正しい知識の獲得

- ・浪江町独自の放射線教育の実施
- ・生涯学習出前講座を活用した放射線学習機会の創出

【目標】

町民それぞれが放射線に関する様々な情報、知識を持ったうえで、自己判断で放射線を管理できるようにしていきます。

③避難生活に伴う健康悪化の防止

【課題】

- ・避難生活の長期化による運動不足や外出意欲の低下などにより、ロコモティブシンドローム※1や生活習慣病のリスクが増大しています。
- ・様々な不安を抱えた中での避難生活による心の健康の悪化が懸念されます。

課題解決のための手法

(1) 健康指導體制の強化、確立

- ・保健師、看護師等の職員の採用
- ・医療機関等との連携協定締結の推進
- ・大学等の支援による自立的健康づくりの推進

(2) メンタルケアの継続的な実施、充実

- ・社会福祉士、精神保健福祉士等の職員採用
- ・巡回訪問相談の継続・強化
- ・心の相談ダイヤル等相談窓口に関する情報提供

(3) 健康のための運動、体操の実施

- ・サポートセンターを拠点とする介護予防事業等の継続実施
- ・ボランティア団体等の協力による健康づくり事業の実施
- ・健康づくりボランティアの育成（自立的健康づくりの推進）

(4) 生きがいつくりによる健康で文化的な生活の確保

- ・自治会等コミュニティの設置推進
- ・自主的・自立的生きがいつくり活動の推進
- ・生きがいつくり活動の情報提供の強化

(5) 食生活改善の啓発活動等の実施

- ・栄養士の巡回相談の継続実施
- ・大学等の支援により食生活改善も含めた自立的健康づくりの推進

【目標】

外出支援や健康運動機会、相談窓口情報等を提供し、自立的な心身の健康づくりができるようにしていきます。

※1 ロコモティブシンドローム

＝運動器症候群

運動器の障害により移動能力の低下をきたし、要介護となる危険の高い状態

④中長期的な医療・福祉環境の再生に向けて

【課題】

- ・町外コミュニティやふるさとなみえでの医療・福祉環境の再生した姿が見えない状況の中で、今後どんな選択をしたらよいかの判断が難しい状況です。

(1) 短期的な取組みの継続的实施

- ・全町民の放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減のための取組みの継続
- ・放射線に対する理解の向上のための取組みの継続
- ・避難生活に伴う健康悪化の防止のための取組みの継続

(2) 町外コミュニティでの医療・福祉環境の方向性

- ・ワーキンググループなどを立ち上げ、町外コミュニティの整備状況に合わせて、継続的に検討
- ・町外コミュニティにスムーズに移行できるよう、受け入れ先自治体との詳細な協議の実施

【現時点での方向性】

- 町外コミュニティへのスムーズな移行が可能になるよう、町外コミュニティでの福祉事業者の事業再開を強力的に支援していきます
- 併せて、入院・入所等のサービスについては、受け入れ先自治体の施設を利用させていただき方向を進めていきます

(3) ふるさとなみえでの医療・福祉環境の方向性

- ・区域の見直し、除染、インフラ整備の進捗状況に合わせて、町内での医療・福祉環境のあり方について継続的に検討
- ・帰町的前提として、町内に医療機関・福祉施設などを整備し、帰町に先行して生活環境を整えるよう国・県に対し継続的に要請

【現時点での方向性】

- 町民ニーズを反映し、特区制度等を活用し、魅力的な医療・福祉環境を構築する中で、町民一人ひとりが心身ともに健康である環境を実現します

(医療・福祉環境の例)

- 国立病院、先進医療や放射線医療の研究機関により高度先進医療地域を実現
- 元気な高齢者が高齢者を支える新たな介護サービスシステムの構築
- サテライト型特別養護老人ホーム等の設置などにより、入所・通所者が望む地区での生活を確保しながら、地域の人々と密着した福祉環境の実現
- 地域全体が一つの施設であるような福祉環境の構築

【目標】

町外コミュニティやふるさとなみえにおける医療・福祉環境等を決定し、それぞれが将来に向けての選択を自由にできるようにするとともに、町民の望む医療・福祉環境を構築し、心身ともに健康な生活を送れるようにしていきます。

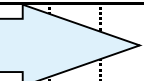
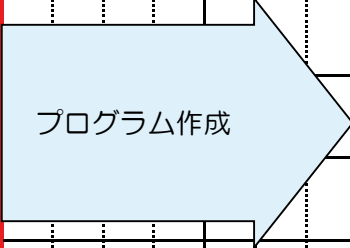
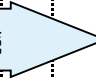
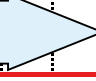
課題解決のための手法

施策の実施スケジュール

施策	H24年			H25年			
	9	10	11	12	1	2	3
1. 全町民の放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減							
(1) 内部被ばく検査測定器の導入と検査の実施							
・津島仮設診療所への検査測定器の導入及び検査の継続	H24.5月 導入済						
・全国での受診体制確立の確立を国・県に要請	要望活動の継続実施						
・他の検査、健診等と同時に検査を実施できるように検討、調整	効率的に実施できるように検討、調整						
(2) 甲状腺検査の継続的实施							
・県民健康管理調査（18歳以下を対象に20歳まで2年に1回）による検査の推進	2年目（初回検査）						
・浪江町独自検査の実施（県の2年に1回の検査の間の年に実施）	1年目（初回検査）						
・他の検査、健診等と同時に検査を実施できるように検討、調整	効率的に実施できるように検討、調整						
(3) 健康診断等の検査機会の確保及び検査項目の拡充							
・原発避難者特例法による乳幼児及び妊婦健診の推進							
・全国での受診体制の確立を国・県に要請	要請活動の継続実施						H25.1月 達成
・白血球分画（白血病）検査を加えた検査の継続実施	検査2年目						
(4) 生涯にわたる健康管理のための手帳の作成							
・「浪江町健康手帳」の配付	H24.8月 配布済						
・健康手帳への記帳の啓発活動	健診等結果通知などで記帳						
(5) 専門家による健康管理相談機会の充実							
・放射線医学県民健康管理センターと連携し、放射線防護に関する講演会及び講習会の段階的・継続的実施	プログラム作成						
・講演会等で得た情報の発信強化							
(6) 町民の命を守る健康管理、医療保障の法制化の実現							
・医療保障の法制化実現に向けた国への要請	実現するまで継続して要請						
・県の子ども医療費無料化事業の円滑な運営	H24.10月 開始						円滑に運

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
検査の継続実施															町	国、県、医療機関	県民健康管理調査	健康保険課					
H25.4月達成															未達の場合、実現まで要請を継続				町	国、県、医療機関	県民健康管理調査	健康保険課	
効率的に実施できるように検討、調整															3年目（2回目検査）				その後も継続	町	県立医大	県民健康管理調査	健康保険課
効率的に実施できるように検討、調整															2年目（2回目検査）				その後も継続	町	県立医大	県民健康管理調査	健康保険課
検査の継続実施															受入自治体	受入自治体	原発避難者特例法	健康保険課					
未達の場合、実現まで要望を継続															町	国、県	県民健康管理調査	健康保険課					
検査3年目															その後も継続	町	県民健康管理C	県民健康管理調査	健康保険課				
啓発															町	国、県、県民健康管理C	県民健康管理調査	健康保険課					
啓発															町	健診業者	県民健康管理調査	健康保険課					
段階的实施															町	県民健康管理C	アドバイザー制度	健康保険課					
随時実施															町	県民健康管理C	アドバイザー制度	健康保険課					
活動施															町	国、県	なし	健康保険課					
用															町	県	福島県子どもの医療費助成事業	福祉こども課					

施策の実施スケジュール

施策	H24年					
	9	10	11	12	1	2
2. 放射線に対する理解の向上～正しく理解し、対処する～						
(1) 全世帯への放射線量計の配布による町民の放射線管理体制の構築						
・全世帯への線量計の配付	H24.6月 配布済					
・線量計の操作講習等の随時実施	～平成25年3月まで随時実施					
(2) 放射線に対する科学的見解の周知（多様な見解を尊重）						
・放射線医学県民健康管理センターと連携し、放射線防護に関する講演会及び講習会を段階的、継続的に実施	プログラム作成 					
・講演会等で得た情報の発信強化						
(3) 子育て世代のための学習会の開催						
・学校教育と連携した学習体制の構築	プログラム作成 					
・学校単位での交流会等の機会に合わせた放射線講演会等の開催						
・放射線医学県民健康管理センターと連携し、ガラスバッチ検査の結果に対する講習会等を計画的に実施						
・講演会等で得た情報の発信強化						
・子育て世代向けの放射線に関する解説本の作成及び配布	情報の整理・収集					
(4) 食品検査体制の整備、充実（復興に向けて）						
・現在の食品検査の継続実施						
・町外コミュニティ・ふるさと再生整備計画などに合わせた食品検査体制の整備						
・検査技術者の育成						
(5) 学校教育における放射線不安の低減、正しい知識の獲得						
・浪江町独自の放射線教育の実施	現在の取組を継続 					
・生涯学習出前講座を活用した放射線学習機会の創出	現行事業の継続 					

施策の実施スケジュール

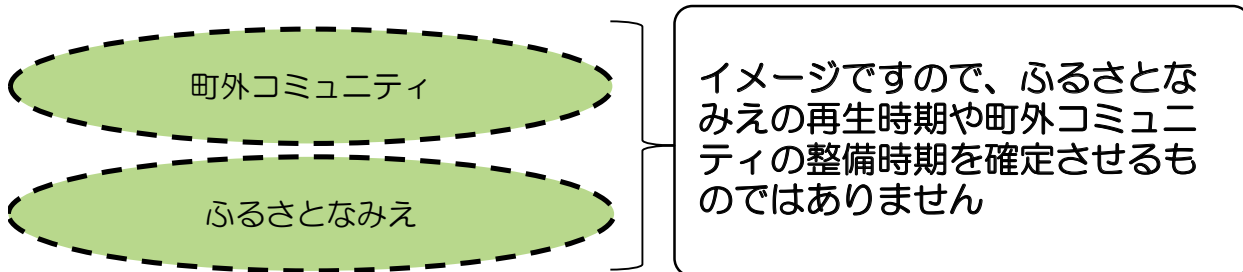
施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
3. 避難生活に伴う健康悪化の防止							
(1) 健康指導体制の強化、確立							
・保健師、看護師等の職員の採用		H24.10月 採用					
・医療機関等との連携協定締結の推進							
・大学等の支援による自立的健康づくりの推進							
(2) メンタルケアの継続的な実施、充実							
・社会福祉士、精神保健福祉士等の職員採用		H24.10月 採用					
・巡回訪問相談の継続・強化							
・心の相談ダイヤル等相談窓口に関する情報提供							
(3) 健康維持のための運動、体操の実施							
・サポートセンターを拠点とする介護予防事業等の継続実施							
・ボランティア団体等の協力による健康づくり事業の実施							
・健康づくりボランティアの育成（自立的健康づくりの推進）					動機付け活動 →		
(4) 生きがいがづくりによる健康で文化的な生活の確保							
・自治会等コミュニティの設置推進							
・自主的・自立的生きがいがづくり活動の推進							
・生きがいがづくり活動の情報提供の強化							
(5) 食生活改善の啓発活動等の実施							
・栄養士の巡回相談の継続実施							
・大学等の支援により食生活改善を含めた自立的健康づくりの推進							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
巡回相談を強化															町	なし	なし	健康保険課		
随時、連携協定を締結し、体制強化															町	医療機関等	なし	健康保険課		
随時、連携協定を締結し、体制強化															町	大学	なし	健康保険課		
相談窓口を強化															町	なし	なし	健康保険課		
巡回相談の継続実施															町	県	なし	健康保険課		
情報提供の継続実施															町	県	なし	健康保険課		
事業の継続実施															事業者	なし	なし	健康保険課		
随時、ボランティア団体の調整・実施															ボラン ティア	社会福祉協議 会	なし	健康保険課		
自立的健康づくり活動															町	社会福祉協議 会	なし	健康保険課		
随時実施															町	社会福祉協議 会 各種団体	なし	生活支援課		
随時実施															町	NPO等	なし	健康保険課		
随時実施															町	NPO等	なし	健康保険課		
巡回相談の継続実施															町	県	なし	健康保険課		
随時、連携協定を締結し、体制強化															町	各大学	なし	健康保険課		

施策の実施スケジュール

施策	短期								
	H24	H25					H26		
	9～ 12	1～ 3	4～ 6	7～ 10	10～ 12	1～ 3	4～ 6	7～ 9	
4. 中長期的な医療・福祉環境の再生に向けて									
(1) 短期的な取組みの継続的实施									
・全町民の放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減のための取組みの継続									
・放射線に対する理解の向上のための取組みの継続									
・避難生活に伴う健康悪化の防止のための取組みの継続									
(2) 町外コミュニティでの医療・福祉環境の方向性									
・ワーキンググループなどを立ち上げ、町外コミュニティの整備状況に合わせて、継続的に検討									
・町外コミュニティにスムーズに移行できるよう、受入れ先自治体との詳細な協議の実施									
(3) ふるさとなみえでの医療・福祉環境の方向性									
・区域の見直し、除染、インフラ整備の進捗状況に合わせて、町内での医療・福祉環境の在り方について継続的に検討									
・帰町的前提として、町内に医療機関・福祉施設などを整備し、帰町に先行して生活環境を整えるよう国・県に対し継続的に要請									

中長期								実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
	H27	28	29	30	31	32	33				
10~ 12	1~ 6	7~ 12									
中長期も継続的に支援								町	国、県、医療機関、 県民健康管理C、大 学 等	県民健康管理調査、アドバイザー制度、 原発避難者特例法、福島復興再生特措法 等	健康保険課 福祉こども課
中長期も継続的に支援								町	国、県、医療機関、 県民健康管理C、大 学 等	県民健康管理調査、アドバイザー制度、 原発避難者特例法、福島復興再生特措法 等	健康保険課 福祉こども課
中長期も継続的に支援								町	国、県、医療機関、 県民健康管理C、大 学 等	県民健康管理調査、アドバイザー制度、 原発避難者特例法、福島復興再生特措法 等	健康保険課 福祉こども課
町外コミュニティ 【検討・協議内容を町外コ ミュニティに反映】								町	国、県、町内医療機 関等、町内介護事業 者 等	東日本大震災復興特 措法、福島復興再生 特措法 等	健康保険課 福祉こども課
								町	国、県、町内医療機 関等、町内介護事業 者 等	東日本大震災復興特 措法、福島復興再生 特措法 等	健康保険課 福祉こども課
ふるさとなみえ 【検討内容をふるさと復興 に反映】								町	国、県、町内医療機 関等、町内介護事業 者 等	東日本大震災復興特 措法、福島復興再生 特措法 等	健康保険課 福祉こども課
								町	国、県、町内医療機 関等、町内介護事業 者 等	東日本大震災復興特 措法、福島復興再生 特措法 等	健康保険課 福祉こども課



2) 損害対策の充実

《背景・課題》

原発事故に伴う損害賠償については、納得がいく基準（財物賠償及び精神的損害等）が示されていないため、十分な賠償を受ける事が出来ていない状況にあります。町民の生活再建のために賠償問題の早期解決が大きな課題となっています。

1. 賠償に関する基準が不明確であり、賠償される内容に不平等が生じている現状があります。

2. 現在中間指針で示されていない損害を、東京電力への直接請求で受け取るとは難しく、それらは町民に共通することです。

3. 東京電力の作成した請求書が複雑で、町民の請求に支障をきたしている現状があります。

4. 情報非開示により多くの町民が無用な被ばくを受けたことに対する謝罪がないことをはじめ、国や東京電力には加害者意識が欠如しています。

5. 現在の賠償の基準の中で、示されていない損害が存在しますが、基準を作成する側の認識が不足しているため反映されていない状況です。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	全浪江町民	全ての町民が、自分が受けるべき損害の内容を正しく把握した上で、賠償を受け、生活再建を果たすことが出来るようにします。

《施策（取るべき対策）》

①町民が自分の損害を正しく把握出来るための取組み

【課題】

- ・町民一人ひとりが損害賠償をいつ、どういった方法で、どのくらい得られるかが把握できない状況にあります。
- ・賠償請求の知識や情報量により、賠償の内容が変わってしまい、不平等が生じています。

課題解決の
ための手法

(1) 賠償に関する情報の集約と周知の徹底

- ・損害賠償実績集の作成
- ・中間指針・東電基準・紛争解決センターの総括基準の比較表作成
- ・モデルケースによる損害賠償額の試算表の作成
- ・浪江町による損害賠償説明会の実施（財物賠償 等）

【目標】

町民それぞれが賠償されるべき損害を正しく把握し、公平な賠償請求を実現していきます。

②集団的賠償請求の取組み

【課題】

- ・中間指針等には示されていない精神的損害等については、現時点で東電は賠償に応じていません。
- ・町民が受けたそれらの損害について、等しく賠償を受けられる事ができる仕組みがありません。

課題解決の
ための手法

(1) 中間指針等には示されていない賠償内容の精査と請求に向けての準備

- ・精神的損害内容の整理（賠償実績も参考）
- ・津波被災地の賠償における公平性の検討
- ・町民に共通する損害の類型化及び該当町民の取りまとめ
- ・統一的な請求様式の作成
- ・原子力損害賠償紛争解決センターへ集団での申し立て
- ・相双の市町村と連携（首長による働きかけ 等）

【目標】

町民に共通する損害の内容を整理し、集団的賠償請求などの手法も視野に入れ、早期に公平な賠償を実現します。

③ 高齢、病気等による請求困難者の救済

【課題】

- ・ 東電による請求書が複雑なうえ、明確な賠償基準が無いため請求手続きが複雑です。
- ・ 特に高齢者などの方々にとっては請求する事が難しい状況となっています。

課題解決の
ための手法

(1) 未請求者に対する支援の実施

- ・ 町による未請求者支援事業の実施（弁護士依頼による賠償請求 等）
- ・ 町民に共通する損害の類型化及び該当町民の取りまとめ

【目標】

全ての町民の方々の賠償手続きを円滑化し、安定した生活を実現します。

④ 国及び東京電力の責任の明確化

【課題】

- ・ 国や東京電力の加害者意識の欠如は、現在の賠償問題への姿勢へと表れており、被災者の視点に立った対応になっていません。

課題解決の
ための手法

(1) 国や東京電力の責任の明確化

- ・ SPEEDI^{*}情報非開示による放射線被ばくの責任の明確化
- ・ 連絡協定違反に対する責任の明確化

【目標】

原発事故の直接の加害者である東京電力、国策として原発を推進してきた国に対して、改めて事故に対する責任を明確にすることで、賠償問題の早期解決を実現していきます。

※SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）

原子力施設事故等により放出される大気中の放射性物質の濃度や線量率の分布を予測するシステム

⑤効果的な要望活動の実施

【課題】

- ・現在まで、賠償に関する様々な要望活動を行っているものの、大きな改善はみられておりません。
- ・今の賠償の仕組みの中に何が不足しているのかを、基準を作っている国や東京電力側で理解していない状況があります。

課題解決のための手法

(1) 内容に則した的確な要望活動の実施

- ・国に対する要望
 - └ 将来損なわれる年金等の補償
 - └ 就労（事業再開）についての支援
 - └ 商工業者の事業再開に配慮した賠償の実現（法人税の減免、雇用していた従業員の確保への配慮）
 - └ 避難指示区域の見直しに伴う賠償の平等性確保
 - └ 基準の統一化
- ・原子力損害賠償紛争審査会への要望
 - └ 町で類型化した損害についての中間指針への掲載
 - └ 紛争審査会組織の改善（構成員に被災者を入れ、声を反映）
- ・原子力損害賠償紛争解決センターへの要望
 - └ 町で類型化した損害の和解総括基準への認定
 - └ 紛争解決センターの和解期間の短縮
- ・東京電力への要求
 - └ 具体的な賠償事例による実態確認
 - └ 賠償期間の明確化、東電内規による見舞金の支払い

(2) 相双の市町村と連携（首長による働きかけ 等）

- ・情報共有、連携方法の検討
- ・共通項目について連携して要望を実施

【目標】

被害者の観点から望む賠償は何なのかを国・東電等に十分に理解させるとともに、市町村で共通する要望については連携した取組みを実施し、賠償問題の早期解決を実現していきます。

施策の実施スケジュール

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
1. 町民が自分の損害を正しく把握することが出来る仕組み							
(1) 賠償に関する情報の集約と周知の徹底							
・ 損害賠償実績集の作成	<p>3ヶ月で更新</p>						
・ 中間指針・東電基準・紛争解決センターの総括基準の比較表作成							
・ モデルケースによる損害賠償額の試算表の作成							
・ 浪江町による損害賠償説明会の実施（財物賠償 等）							
2. 集団的賠償請求の取組み							
(1) 中間指針等に示されていない賠償内容の精査と請求に向けての準備							
・ 精神的損害内容の整理（賠償実績も参考）							
・ 津波被災地の財物賠償における公平性の検討							
・ 町民に共通する損害の類型化、及び、該当町民の取りまとめ							
・ 統一的な請求様式の作成							
・ 原子力損害賠償紛争解決センターへ集団での申し立て	<p>浪江町独 共通項目</p>						
・ 相双地区の市町村との連携（首長による働きかけ 等）	<p>他町村独</p>						
3. 高齢、病気等による請求困難者の救済							
(1) 未請求者に対する支援の実施							
・ 町による未請求者支援事業の実施（弁護士依頼による賠償請求 等）	<p>現時点で請求可能な賠償の請求 残りの賠償の取組で</p>						
・ 町民に共通する損害の類型化及び該当町民の取りまとめ							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能な制 度等	進行管理の 担当課		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3											
する																			町	福島県弁護士会 町顧問弁護士 その他専門機関	なし	産業・ 賠償対策課
																			町	福島県弁護士会 町顧問弁護士 紛争解決センター	なし	産業・ 賠償対策課
																			町	福島県弁護士会 町顧問弁護士	なし	産業・ 賠償対策課
																			町	町顧問弁護士 福島県弁護士会	なし	産業・ 賠償対策課
																			町	法律専門機関	なし	産業・ 賠償対策課
																			町	法律専門機関	なし	産業・ 賠償対策課
																			町	法律専門機関	なし	産業・ 賠償対策課
																			町	法律専門機関	なし	産業・ 賠償対策課
																			町	法律専門機関	なし	産業・ 賠償対策課
																			町	相双地域市町村	なし	産業・ 賠償対策課
償を上記 請求する																			町	福島県弁護士会	なし	産業・ 賠償対策課
																			町	東京電力	なし	産業・ 賠償対策課

実施期間は6ヶ月に
設定する(折に触れ
て継続して実施)。

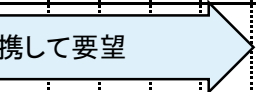
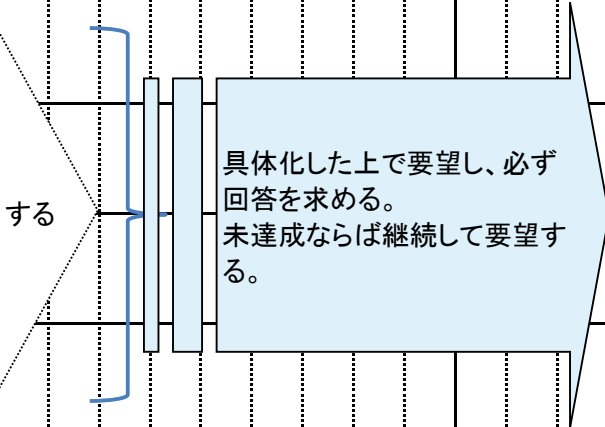
自の申し立て

を連携して請求

自の申し立て

施策	H24年								
	9	10	11	12	1	2	3		
4. 国及び東京電力の責任の明確化									
(1) 国や東京電力の責任の明確化									
・ S P E E D I 情報非開示による放射線被ばくの責任の明確化									
・ 連絡協定違反に対する責任の明確化									
5. 効果的な要望活動の実施									
(1) 内容に則した的確な要望活動の実施									
・ 国に対する要望									
・ 原子力損害賠償紛争審査会への要望									
・ 原子力損害賠償紛争解決センターへの要望									
・ 東京電力への要求									
(2) 相双の市町村と連携	3ヶ月で更新								
・ 情報共有、連携方法の検討									
・ 共通項目について連携して要望を実施									

H25年												H26年			中期	長期	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
															町	町顧問弁護士 その他専門機関	なし	総務課		
															町	町顧問弁護士 その他専門機関	なし	総務課		
															町	なし	なし	産業・賠償対策課		
															町	なし	なし	産業・賠償対策課		
															町	なし	なし	産業・賠償対策課		
															町	なし	なし	産業・賠償対策課		
															町	なし	なし	産業・賠償対策課		
															町	相双地域市町村	なし	産業・賠償対策課		



3) 町民と町民・ふるさとをつなぐ“絆”の維持

《背景・課題》

東日本大震災と原発事故によって、浪江町民は福島県内外にバラバラに避難しました。現在でも福島県内に約 14,000 人、県外に約 7,000 人が避難生活を送っている状況です。こうした避難形態により、震災前まであたり前であったあらゆる「つながり」を失い、慣れない土地での不安な生活を余儀なくされています。また、震災から 1 年以上経過した現在でも、先の見えない状況が続いています。

このように辛い状況にあっても、当面の生活を安心して送り、浪江町民がともに震災を乗り越えていくため、町民の絆を維持していくことが求められています。

1. 絆を維持するために必要な取組みを実施するためには、避難先住所情報を共有することなど、共通する課題があります。

2. つながりを維持するために、自治会など避難先での新たなコミュニティが求められますが、その設立や運営は簡単なことではありません。

3. 従来の浪江町での地域の絆を多くの人が求めています、行政区単位での活動が困難な状況にあります。

4. 全国に分散している町民のこころをつなぐための取組みを実施してはいるものの、まだまだ足りない状況です。

5. ふるさとへ接する機会が制限されており、一方、制限が緩和されれば防犯体制が危ぶまれます。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	全浪江町民	バラバラになってしまった町民が気軽に集まることができ、様々なコミュニティをつくりながら安心して生活を送れるようにします。
中期		いつでも浪江町を訪れることができ、ふるさとに触れられるようにします。
長期		どこで生活していても、浪江町の状況を知り、復興していく様子がわかるようにします。

《施策（取るべき対策）》

① “絆”の維持に向けて共通する取組み

【課題】

- ・分散避難によって、知人、友人等の避難先が把握できない状況となっており、町民同士の絆づくりを阻害しています。
- ・全国各地に避難しているため、一同に会するための移動費用も問題となっています。
- ・避難先での絆を維持するための人材や実施体制の確保がされておられません。

課題解決のための手法

（１）町民同士や支援団体が避難先情報を共有できる取組み

- ・情報共有に向けた個人情報の取り扱いに関する調査
- ・個人や企業の連絡先を記載した「電話帳」の作成（電話帳と併せて、問合せ先やこれまでの生活支援情報などをまとめた「生活便利帳」も作成）

（２）絆の維持のために必要な費用を確保する取組み

- ・浪江町の復興に資する活動を支援する基金の創設を検討
- ・新たな補助金制度の創設の検討
- ・各種助成制度のデータベース化及び紹介

（３）絆の維持のために必要な実施体制づくり

- ・避難先でのコミュニティづくりを担う人材の育成
- ・避難先で絆づくりを行う復興支援員等の配置
- ・上記を町民主体で企画運営するための体制の構築

（４）浪江町との絆を維持する取組み

- ・広報等による復興に関する情報発信の強化の検討

【目標】

情報や費用の面での阻害要因を取り除き、町民自らが活動していく体制を構築することで、絆の維持に向けた取組みがしやすい環境を作ります。

②避難先における新たなコミュニティづくり

【課題】

- ・仮設住宅や借上げ住宅での自治会立ち上げが進む一方で、自治会に対する期待の高まりとともに負担も大きくなっており、新たなコミュニティづくりと運営していくためのサポートが課題となっています。
- ・避難先コミュニティとの交流があまりない状態です。

課題解決のための手法

(1) 新たなコミュニティづくり促進のための取組み

- ・NPO 等が実施しているコミュニティづくり活動の把握・情報発信
- ・コミュニティづくりのための補助金等の制度整備
- ・新たなコミュニティ活動への積極的な参加

(2) コミュニティ活動充実に向けた取組み

- ・コミュニティ同士をつなぎ、組織力を強化
- ・コミュニティ活動への各種補助制度の創設、助成制度のデータベース化

(3) 避難先コミュニティとの交流を図る取組み

- ・避難先の町内会活動等への積極的な参加
- ・浪江町民が避難先住民を招くイベントを開催

【目標】

町民同士のコミュニティを作りやすい環境にするとともに、避難先コミュニティとの交流も推進し、安心した生活環境を構築していきます。

③浪江町の行政区活動の促進・支援

【課題】

- ・これまで行政区を単位として消防団、祭り、伝統行事などの活動が活発に行われるなど、強固な「地域の絆」がありましたが、分散して避難していることで行政区単位での活動が困難になっています。

課題解決のための手法

(1) 行政区活動の継続に向けた取組み

- ・NPO等と連携した行政区の活動サポート
- ・行政区活動のために必要な経費の確保
- ・行政区のつながりを大切にするとともに、活動への積極的な参加

(2) 町外コミュニティにおける行政区単位での活動再開への取組み

- ・行政区に配慮した町外コミュニティの整備
- ・行政区ごとに集まれる場所の確保
- ・たすきりレーなどの町外コミュニティ間をつなぐ取組みの実施

(3) 県外、県内のコミュニティのつながり維持への取組み

- ・あらゆる場所で集まることのできる場の提供

【目標】

これまでの「地域の絆」を繋ぐ行政区活動を継続し、町民同士の絆を維持していきます。

④町民のころをつなぐ取組みの強化

【課題】

- ・「浪江のころ通信」以外に町民の様子や活動を紹介する有効な情報発信手段がありません。
- ・交流会を開催しているものの、町民の方々の参加が少ない状況であり、回数や開催場所も限定されています。

課題解決のための手法

(1) 町民の心をつなぐ取組み

- ・「浪江のころ通信」の継続及び内容の充実
- ・浪江町の NPO や浪江焼麺太国等の団体・個人が開催する取組みの充実と活動への積極的な町民の参加の推進
- ・メディアによる全国への浪江町の情報発信

(2) あらゆる方が参加しやすい交流の場づくりに関する取組み

- ・県内外各地での交流会の開催
- ・郷土料理など浪江の特色を活かした交流会の開催
- ・農業や生涯学習、生きがいつくりなど多様なメニューの交流会の開催
- ・避難先 NPO 等と連携した効果的な開催案内
- ・町主催の各種スポーツ大会の実施による交流機会の創出

(3) 継続的な実施体制づくりに関する取組み

- ・NPO 等との連携に向けた理解を深める研修等の実施
- ・町民と NPO 等のネットワークづくり
- ・復興支援員による県外避難者の生活支援実施

(4) 生涯にわたる町民と浪江町の絆の維持に向けた取組み

- ・浪江キャラバン隊や広報紙等による継続的な町の情報発信
- ・「浪江の日」や「震災の日」といった記念日の創設

【目標】

町民や NPO 等の各種団体が開催する取組みを充実させるとともに、多くの町民の皆さんが参加・参画しやすい内容にしていきます。

⑤ふるさと浪江に接する機会の創出

【課題】

- ・現在、警戒区域に自由に立ち入ることができず、ふるさとに接する機会が限られています。
- ・ふるさとに接することのできる取組みが不足しており、浪江町に滞在できる時間が制限されている状況です。
- ・立ち入りが容易になった際は、犯罪の発生が危惧されます。

課題解決のための手法

(1) 一時帰宅の実施の継続と防犯体制強化に関する取組み

- ・一時帰宅手続きの簡便化に関する要請の実施
- ・浪江町内の防犯体制の強化

(2) 現在の浪江町に触れることのできる取組み

- ・WEBカメラによる町内の映像の配信
- ・テレビ局と連携した町内の映像の全国放送
- ・フォトビジョンや写真集により町内の写真を発信

(3) 宿泊型帰宅ができる取組み

- ・町内に宿泊しながら数日間滞在できる施設整備の検討
- ・県外で生活する方が、町内に滞在できる施設整備の検討
- ・離れ離れになった家族が、町内で一緒に過ごせる施設整備の検討

【目標】

防犯体制を確立したうえで、町民の方々がふるさとを身近に感じる機会を多く持つことができるようにしていきます。

施策の実施スケジュール

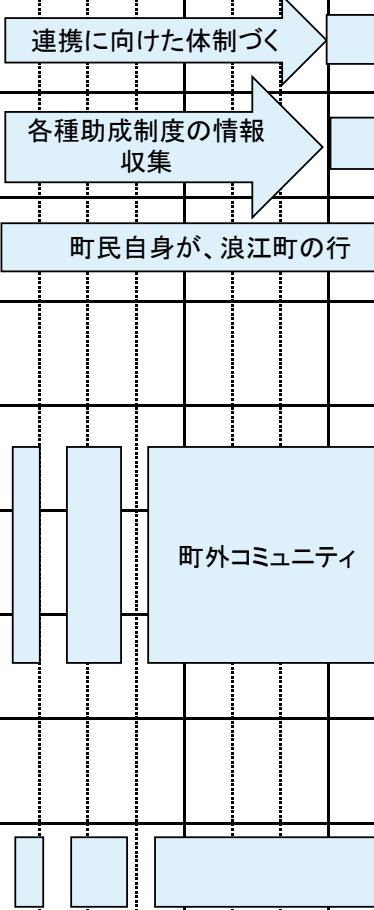
施策	H24年							
	9	10	11	12	1	2	3	4
1. “絆”の維持に向けて共通する取組み								
(1) 町民同士や支援団体が避難先情報を共有できる取組み								
・ 情報共有に向けた個人情報の取り扱いに関する調査	アンケート等の調査							
・ 個人や企業の連絡先を記載した「電話帳」の作成	情報の取りまとめ							
(2) 絆の維持のために必要な費用を確保する取組み								
・ 浪江町の復興に資する活動を支援する基金の創設を検討	調査検討							
・ 新たな補助金制度の創設の検討	調査検討							
・ 各種助成制度のデータベース化及び紹介	資料収集							
(3) 絆の維持のために必要な実施体制づくり								
・ 避難先でのコミュニティづくりを担う人材の育成								
・ 避難先で絆づくりを行う復興支援員等の配置								
・ 上記を町民主体で企画運営するための体制の構築								
(4) 浪江町との絆を維持する取組み								
・ 広報等による復興に関する情報発信の強化の検討								

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3										
発行・更新															町	町民・各種団体	なし	生活支援課		
発行・更新															町	町民・各種団体	なし	生活支援課		
・財源確保・予算化															町	国	なし	総務課		
・財源確保・予算化															町	町民	なし	生活支援課		
公表・随時更新															町	各種団体	なし	生活支援課		
研修などの実施															町	町民	生涯学習による復興応援事業（夢なまびと復興応援プロジェクト）	生活支援課		
研修などの実施と配置															町	町民	特別交付税措置有	生活支援課		
体制構築と実施															町、町民	町民、各種団体	なし	生活支援課		
検討後実施															町、町民	町民・各種団体	なし	生活支援課復興推進課		

施策	H24年							
	9	10	11	12	1	2	3	4
2. 避難先における新たなコミュニティづくり								
(1) 新たなコミュニティづくり促進のための取組み								
・ NPO等が実施しているコミュニティづくり活動の把握・情報発信	情報収集							
・ コミュニティづくりのための補助金等の制度整備	調査検討							
・ 新たなコミュニティ活動への積極的な参加	町民自身が、身近な							
(2) コミュニティ活動充実に向けた取組み								
・ コミュニティ同士をつなぎ、組織力を強化	市町村内でのコミュニティつなぎ							
・ コミュニティ活動への各種補助制度の創設、助成制度のデータベース化	資料収集							
(3) 避難先コミュニティとの交流を図る取組み								
・ 避難先の町内会活動等への積極的な参加	町民自身が、避難先の							
・ 浪江町民が避難先住民を招くイベントを開催								

H25年												H26年			中期	長期	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3										
公表・随時更新														町	各種団体	なし	生活支援課			
・財源確保・予算化														町	国、県、各種団体	共同募金など他団体よりの助成金	生活支援課			
コミュニティに積極的に参加する														町民	町民・各種団体	なし	生活支援課			
市町村内を越えたコミュニティつなぎ														町	町民・各種団体	なし	生活支援課			
公表・随時更新														町	各種団体	共同募金など他団体よりの助成金	生活支援課			
コミュニティに積極的に参加する														町民	町民	なし	生活支援課			
実行組織の立ち上げ・財源の確保・実施														町民	町民・町、各種団体	なし	生活支援課			

施策	H24年							
	9	10	11	12	1	2	3	4
3. 浪江町の行政区活動の促進・支援								
(1) 行政区活動の継続に向けた取組み								
・ NPO等と連携した行政区の活動サポート								
・ 行政区活動のために必要な経費の確保								
・ 行政区のつながりを大切にするとともに、活動への積極的な参加								
(2) 町外コミュニティにおける行政区単位での活動再会への取組み								
・ 行政区に配慮した町外コミュニティの整備								
・ 行政区ごとに集まれる場所の確保								
・ たすきリレーなどの町外コミュニティ間をつなぐ取組みの実施								
(3) 県外、県内のコミュニティのつながり維持への取組み								
・ あらゆる場所での集まることのできる場の提供								



H25年												H26年			中期	長期	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3										
連携した活動の展開														各種団体	町	団体助成事業	総務課			
公表・随時更新・補助金額の検討														町	各種団体	団体助成事業	総務課			
政区単位の活動に積極的に参加する														町民	各種団体	団体助成事業	総務課			
の整備状況に合わせて継続的に検討														町外コミュニティ整備	町	国、県	なし	復興推進課		
														場所の選定・設置	町	国、県	なし	総務課		
														実行組織の立ち上げ・実施	町	各種団体	なし	生活支援課		
継続的に検討														場所の選定・設置	町	国	なし	生活支援課		

施策	H24年							
	9	10	11	12	1	2	3	4
4. 町民のこころをつなぐ取組みの強化								
(1) 町民の心をつなぐ取組み								
・「浪江のこころ通信」の継続及び内容の充実	継続した							
・浪江町のNPOや浪江焼麺太国等の団体・個人が開催する取組みの充実と活動への積極的な町民の参加の推進	町民自身が、こころ							
・メディアによる全国への浪江町の情報発信	メディアとのネットワ							
(2) あらゆる方が参加しやすい交流の場づくりに関する取組み								
・県内外各地での交流会の開催	町民・各種団体・避難先自治体							
・郷土料理など浪江の特色を活かした交流会の開催	交流会のメ							
・農業や生涯学習、生きがづくりなど多様なメニューの交流会の開催								
・避難先NPO等と連携した効果的な開催案内	避難先情報の共有							
・町主催の各種スポーツ大会の実施による交流機会の創出	各種大会の実施							
(3) 継続的な実施体制づくりに関する取組み								
・NPO等との連携に向けた理解を深める研修等の実施	研修会への参加など							
・町民とNPO等のネットワークづくり	各種団体に関する情報収集							
・復興支援員による県外避難者の生活支援実施	千葉県・山形県でのモデル事業							
(4) 生涯にわたる町民と浪江町の絆の維持に向けた取組み								
・浪江キャラバン隊や広報紙等による継続的な町の情報発信								
・「浪江の日」や「震災の日」といった記念日の創設								

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3										
取材・発行体制の確立															町	各種団体	なし	復興推進課		
をつなぐ活動に積極的に参加する															町民	各種団体	なし	復興推進課		
ークづくり及び情報発信体制の構築															町	各種メディア	なし	復興推進課		
・役場などあらゆる主体による交流会を継続															町、各 種団体	町民・町・各 種団体	共同募金など 他団体よりの 助成金	生活支援課		
ニューを随時見直し															町、各 種団体	町民・町・各 種団体	共同募金など 他団体よりの 助成金	生活支援課		
効果的な開催案内を継続															町、各 種団体	町民・町・各 種団体	なし	生活支援課		
各種スポーツ大会の計画・実施															町、各 種団体	町民・町・各 種団体	なし	教育委員会事 務局		
															町	各種団体	なし	生活支援課		
ネットワークづくりのための会議等の開催															各種団 体	町	なし	生活支援課		
千葉県・山形県以外にも拡大															町	各種団体	特別交付税措 置有	生活支援課		
継続的に検討															町	各種団体	なし	復興推進課		
組織づく り・実行															町	各種団体	なし	復興推進課		
国等への 働きかけ・ 制定															町	国	なし	総務課		

施策	H24年							
	9	10	11	12	1	2	3	4
5. ふるさと浪江に接する機会の創出								
(1) 一時帰宅の実施の継続と防犯体制強化に関する取組み								
・ 一時帰宅手続きの簡便化に関する要請の実施	一時帰宅の継続・区							
・ 浪江町内の防犯体制の強化								
(2) 現在の浪江町に触れることのできる取組み								
・ WEBカメラによる町内の映像の配信								
・ テレビ局と連携した町内の映像の全国放送	メディアとのネットワー							
・ フォトビジョンや写真集により町内の写真を発信	フォトビジョンへ							
(3) 宿泊型帰宅ができる取組み								
・ 町内に宿泊しながら数日間滞在できる施設整備の検討								
・ 県外で生活する方が、町内に滞在できる施設整備の検討								
・ 離れ離れになった家族が、町内で一緒に過ごせる施設整備の検討								

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3										
域見直し後も防犯体制を強化															町	国、県	なし	災害対策課		
カメラの設置・配信の仕組みづくり															県	なし	なし	災害対策課		
クづくり及び情報発信体制の構築															町	テレビ局等	なし	災害対策課		
の写真の掲載・写真の募集															町	なし	なし	災害対策課		
施設整備の検討・整備準備															町	国、県	なし	災害対策課		
継続して検討															町	国、県	なし	災害対策課		
施設の設定・運営															町	国、県	なし	災害対策課		
施設の設定・運営															町	国、県	なし	災害対策課		

4) 事業再開や就労支援による働ける場の確保

《背景・課題》

事業主の多くは、避難生活の長期化・生活再建の見通しが不透明なことによる不安から、事業再開の判断が難しく、再開に踏み切れない状況にあります。事業再開への課題・問題については事業主ごとに異なるため、画一的な対応ではなく、個別的な相談や支援を継続的に行うことが求められています。

また、就業についても、「先行きが不透明であり判断ができない。」「条件に見合う求人がない。」「家族の関係で就業できる状況にない。」などの理由から、働きたくても働くことが困難な方が多く、就労希望者それぞれの課題解決と就労意欲を保つための取組みが必要とされています。

1. 事業主それぞれが異なる課題を抱えているため、情報提供事業や相談業務について画一的な取組みでは解決が困難となっています。

2. 避難が長期化し、先行きが不透明なことから、就労意欲の低下や就労への不安が懸念されています。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	避難先で事業再開する事業所 (目標指標は町民アンケートによる割合)	町外において再開準備中、また再開希望をしている事業所が再開出来るようにします。 【目標】町外で事業再開する事業所の割合 25% (現在12%)
中期	町外コミュニティでの事業再開事業所	町外コミュニティで事業再開を希望する事業者が再開を果たす環境を整備します。
	帰町しての事業を再開する事業所 (目標指標は町民アンケートによる割合)	低線量地域への帰町が始まり、事業所を再開することで、先行帰町した町民の利便性を向上します。 【目標】町内で事業再開する事業所の割合 23.0%
長期	帰町しての事業を再開する事業所 (目標指標は町民アンケートによる割合)	ふるさとが再建し、町内で雇用の場を確保します。また賑わいのある商店街を再開します。 【目標】町内で事業再開する事業所の割合 63.0%

《施策（取るべき対策）》

①事業所等の事業再開支援

【課題】

- ・事業主の方々のおかれている状況は様々であり、事業再開への課題・問題点は事業主ごとに異なっているため個別的・具体的に対応がされないと、事業再開が困難な状況にあります。
- ・国や県による事業再開のための支援制度について、「制度の内容の条件が合わない」「満足する内容でない」「県外での再開は対象とならない」などにより事業再開の判断が難しい状況となっています。

課題解決のための手法

（１）相談体制の強化・情報提供による事業再開支援

- ・商工会等関係機関との連携体制の強化と定期的な意見交換会の開催
- ・浪江町商工会の体制強化への支援
- ・関係機関と連携した事業再開のためのコンサルティング事業の展開
- ・事業再開に関する支援制度の周知徹底（事業主への個別周知等）
- ・事業再開者の町広報誌・ホームページによる紹介

（２）事業再開支援策の拡充

- ・既存支援制度の延長要望及び不足事項について国・県へ追加要望
- ・支援制度の不公平性の緩和を国へ要請（県外での再開希望への対応）
- ・町外コミュニティの整備状況に合わせた再開支援策について国・県へ要望
- ・地域の人材を活かした地元事業所による復旧事業・除染関連産業の創出
- ・事業再開後の継続的な営業維持のための補償制度や支援制度の創設について国・県へ要請

【目標】

事業再開のための支援策の充実を図り、事業再開を望む事業主が、希望する場所において事業の再開を果たし、生活の再建ができる環境にします。

②就労支援による安定した生活の確保

【課題】

- ・避難が長期化し、先行きが不透明であるため、就労意欲の低下が懸念されます。町民の方々の就労に関するニーズや困り事などは、それぞれのおかれている状況により異なりますが、それら課題への対策が画一的であり、個別的な課題への対応が難しい状況です。
- ・就労意欲の向上や就業機会の創出のため、各種技能訓練や資格取得の講座を開催し、町民の方々が新たな技能を修得できる環境整備が求められていますが、既存の事業では受講できる回数や講座の内容について、受講希望者のニーズに合わない状況です。

課題解決のための手法

(1) 就労支援による安定した生活の確保

- ・ハローワーク等の関係機関との連携体制の強化と定期的な意見交換
- ・技能訓練・資格取得講座の内容拡充と制度緩和の要請及び講座の受講の促進
- ・就労ニーズにあった、セミナーや相談会の開催について関係機関の協力のもと随時開催
- ・就労に関するカウンセリングやメンタルヘルスケア相談窓口の設置を国・県に要望
- ・ボランティア・コミュニティビジネスの創設講座の開催と活動の支援
- ・各種就業支援策の周知・案内の強化
- ・就労意欲の向上のため既に就労している方の実体験を広報誌等で紹介
- ・公的な職業紹介機関によらない就労情報の収集と紹介体制の整備

【目標】

就業を希望している方々への各種支援策の拡充を図ることで、日々の生活を支える仕事を確保し、安定した暮らしを取り戻すよう環境を整えます。

施策の実施スケジュール

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
1. 事業所等の事業再開支援							
(1) 相談体制の強化・情報提供による事業再開支援							
・商工会等関係機関との連携体制の強化と定期的な意見交換会の開催							
・浪江町商工会の体制強化への支援					体制強化の検討		
・関係機関と連携した事業再開のためのコンサルティング事業の展開					事業準備		
・事業再開に関する支援制度の周知徹底（事業主への個別周知等）							
・事業再開者の町広報誌・ホームページによる紹介							
(2) 事業再開支援策の拡充							
・既存支援制度の延長要望及び不足事項について国・県へ追加要望					国・県へ要望 ※回答を		
・支援制度の不公平性の緩和を国へ要請 （県外での再開希望への対応）					国・県へ要請 ※回答を		
・町外コミュニティの整備状況に合わせた再開支援策について 国・県へ要望							
・地域の人材を活かした地元事業所による復旧事業・除染関連産業の創出					事業準備		
・事業再開後の継続的な営業維持のための補償制度や支援制度の創設について国・県へ要請					国・県へ要請 ※回答		

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
意見交換会の定期的な開催														町	商工会・JA・漁協・大堀相馬焼協同組合	なし	産業・賠償対策課			
>														商工会	町	なし	産業・賠償対策課			
事業再開のためのコンサルティング事業														町	商工会	震災復興支援アドバイザー制度	産業・賠償対策課			
支援制度の周知徹底														町	商工会	なし	産業・賠償対策課			
町広報誌等への掲載（毎月）														町	商工会	なし	復興推進課			
確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望														町	国・県	中小機構事業、グループ補助金等	産業・賠償対策課			
確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望														町	国・県	なし	産業・賠償対策課			
支援策の要請														町	国・県	なし	産業・賠償対策課			
産業創出による事業推進														町	商工会	なし	産業・賠償対策課			
を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望														町	国・県	なし	産業・賠償対策課			

施策の実施スケジュール

施策	H24年					
	9	10	11	12	1	2
2. 就労支援による安定した生活の確保						
(1) 就労支援による安定した生活の確保						
・ハローワーク等の関係機関との連携体制の強化と定期的な意見交換	関係機関へ要請					
・技能訓練・資格取得講座の内容拡充と制度緩和の要請及び講座の受講の促進	関係機関へ要請 受講促進（講座や制					
・就労ニーズにあった、セミナーや相談会の開催について関係機関の協力のもと随時開催	就労に関するセミナー					
・就労に関するカウンセリングやメンタルヘルスケア相談窓口の設置を国・県に要望	関係機関へ要請					
・ボランティア・コミュニティビジネスの創設講座の開催と活動の支援	創設に関する講					
・各種就業支援策の周知・案内の強化						
・就労意欲の向上のため既に就労している方の実体験を広報誌等で紹介						
・公的な職業紹介機関によらない就労情報の収集と紹介体制の整備	体制整備					

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
意見交換会の定期的な開催															町	県、ハローワーク	・ハローワーク就職相談・ふくしま求職総合支援センター等	産業・賠償対策課		
※不足事項や追加事項があれば再度要望度の周知等)															町	県、ハローワーク	相双地方雇用創出推進協議会事業、復興整備高度人材育成事業等	産業・賠償対策課		
・ 相談会の開催【随時】															町	県、ハローワーク	・ハローワーク就職相談、ふくしま求職総合支援センター主催事業等	産業・賠償対策課		
※不足事項や追加事項があれば再度要望															町	県、ハローワーク	なし	産業・賠償対策課		
座やセミナーの開催【随時】															町	県、ハローワーク、商工会 NPO	福島県中小企業制度	産業・賠償対策課		
活動支援															町	県、ハローワーク	なし	産業・賠償対策課		
支援制度の周知・案内の徹底															町	商工会	なし	復興推進課		
町広報誌等への掲載（毎月）															町	県、ハローワーク、商工会	なし	産業・賠償対策課		
職業紹介など															町	なし	なし	産業・賠償対策課		
就労情報収集															町	なし	なし	産業・賠償対策課		

5) 子どもたちを支える教育環境の充実

《背景・課題》

本町小中学校の児童、生徒は、震災や原発事故の影響から避難を余儀なくされており、転校や区域外就学をしています。

このような状況の中、町では町立小中学校を再開し、「困難に負けずに生き抜く力を養うこと」、「ふるさと浪江を愛し、郷土の再建に貢献しようとする態度を育てること」を基本とする教育活動を行っています。さらに、全国各地に避難している児童、生徒の絆やつながりを保ちながら、避難によって学習機会が阻害されないよう、安心して学べる環境を作っていく必要があります。

1. 避難により、友達に会う機会やふるさとに触れる機会がなく、子どもたちの絆やふるさととのつながりを保つことが難しい状況です。

2. 子どもたちを取り巻く教育環境が大きく変化し、教育機会が制限されるなど、子どもたちの学習環境の悪化が懸念されます。

3. 町外コミュニティ、ふるさとなみえなどでの教育の将来像が不透明なため、前提条件のない中で、進学などの将来に向けての選択をしなければならない状況です。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	・子どもたちの絆やふるさととのつながり ・子どもたちの学習機会	子どもたちの絆やふるさととのつながりを保ちながら、安心して学べるようにします。
中期	・子どもたちの教育環境	避難先、町外コミュニティ、ふるさと等、それぞれが選択した居住地において、なみえの心を学べる環境にします。
長期	・ふるさとなみえの教育環境	ふるさとなみえにおいて魅力的な教育環境を実現するとともに、被災経験を乗り越え、次世代につないでいく教育を実現します。

《施策（取るべき対策）》

①子どもたちの絆やふるさととのつながりの維持

【課題】

- ・全国に避難を余儀なくされ、震災以前の友達と会える機会が喪失し、なみえっ子同士の絆を保つことが困難な状況です。
- ・震災後の浪江町の状況などがわからず、ふるさとに触れる機会も喪失しており、子どもたちとふるさととのつながりを維持していくことが難しくなっています。

課題解決のための手法

(1) 子どもたちの集まる機会の創出

- ・大学、NPO 等との連携による学習や遊びの場づくりの継続、拡大
- ・町、学校、PTA が参画した、子どもたちの“再会の場”づくり（実行委員会を立ち上げ、組織的、計画的に実施）
- ・県内宿泊施設と提携した再会の場づくりの支援
- ・公民館活動等を利用した再会の場づくり
- ・ニーズを踏まえたうえでの、長期の休みを利用した宿泊の場の創出

(2) 絆やつながりを保つ仕組みの強化

- ・子どもたちの心情に配慮したアンケート実施によるニーズの把握
- ・学校だよりの継続的発行及び HP での学校情報発信
- ・つながりを保つ様々な活動のための場所の確保
- ・小学校校歌の記録、保存事業（校歌がつなぐふくしま再生への思い）への参画（順次中学校に拡大）
- ・将来の再会イベント、成人式等に活用するための就学者名簿の維持管理
- ・住民票を移さなくても避難先自治体から成人式等の通知が来るよう要請（子どもたちの選択肢を確保するための措置）

(3) 再開した町立学校でのふるさとを学ぶ機会の充実

- ・「ふるさとなみえ科」による浪江の伝統文化や復興等をテーマにした学習の実施（浪江小学校）
- ・総合学習を活用した、浪江の伝統文化、郷土芸能、自然、歴史、産業等についての調べ学習の実施（浪江中学校）
- ・浪江小学校、浪江中学校での取組みを広く発信

【目標】

子どもたちの集まる機会や、ふるさとなみえに触れる機会の充実を図り、浪江町に戻る、戻らないに関わらず、なみえっ子同士の絆や、ふるさとなみえとのつながりが保てるようにしていきます。

②子どもたちへの学習支援、学習環境の充実

【課題】

- ・避難先のこれまでとは違う教育環境、学習環境のなか学ばなければならない状況で、教育格差や学習機会の喪失などが懸念されます。
- ・先行きが不透明な状況で、安心して就学や進学を選択ができない状況です。

課題解決のための手法

(1) 県内に避難している児童生徒の学習環境の改善

- ・校舎内外のモニタリング、HPでの情報発信による教育環境の安全性の担保
- ・スクールバス運行事業による通学支援の継続
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による心のケアの強化（浪江小学校、浪江中学校にて配置済み）
- ・図書館「浪江 in 福島ライブラリーきぼう」の活用（福島市笹谷）
- ・NPO、学習支援ボランティア等による学習支援の継続及び拡充

(2) 県外に避難している児童生徒の学習環境の改善

- ・再会の場における学習支援プログラムの実施
- ・県外のNPO等の学習支援活動の情報発信の強化
- ・支援が必要な子どもたちに対する学習支援ボランティア派遣
- ・転校先の学校生活への適応が図られるよう、特段の配慮を関係市町村教育委員会へ要請
- ・子どもたちの心の健康問題を適切に取り組むよう関係市町村に要請
- ・電話相談や相談窓口等の設置による心のケアの強化

(3) 教育支援制度の拡充

- ・就学援助費助成の支給条件緩和の継続
- ・就園奨励費助成の支給条件緩和の継続
- ・県外避難者等にも対応した通学費助成制度の支給条件緩和の継続
- ・各種支援制度の情報発信と相談受付体制の強化
- ・幼稚園、高校、大学等も含めた教育支援の国県への要望

(4) ふるさとなみえの教育環境の再生に向けての先行準備

- ・アンケート調査等による子どもたちや保護者のニーズの把握
- ・ニーズを踏まえた望ましい教育環境の検討組織設置と検討の実施
- ・町内小中学校のモニタリング強化と徹底した除染の実施
- ・教育施設の整備と維持管理の徹底（ガラス割れ対処等）

【目標】

教育環境の改善や学習支援、就学・進学に対する経済的な支援などを通して、どこに避難していても安心して学べるようにするとともに、将来のふるさとでの教育環境再生を実現するための足掛かりを築きます。

③中長期的な教育環境の再生にむけて

【課題】

- ・町外コミュニティやふるさとなみえでの教育環境の再生した姿が見えない状況の中で、今後どんな選択をしたらよいのか、判断が難しい状況です。

課題解決のための手法

(1) 短期的な取組みの継続的实施

- ・子どもたちの絆やふるさととのつながりの維持のための取組みの継続
- ・子どもたちへの学習支援、学習環境の充実のための取組みの継続

(2) 町外コミュニティでの教育環境の方向性

- ・町外コミュニティの整備状況に合わせて、継続的に検討
- ・町外コミュニティにスムーズに移行できるよう、受け入れ先自治体との詳細な協議の実施

【現時点での方向性】

- ①町外コミュニティの規模や整えるべき機能に応じて、望ましい学校のありかたを検討していきます
- ②浪江町独自に学校を設けずに、受け入れ先自治体の既存の学校に受け入れてもらう方向も考えられます。その際は、受け入れ先での孤立することのないよう配慮していきます

(3) ふるさとなみえでの教育環境の方向性

- ・区域の見直し、除染、インフラ整備の進捗状況に合わせて、継続的に検討

【現時点での方向性】

- ・特区制度等を活用し、魅力的な教育環境を構築する中で、原子力災害を乗り越え復興する姿を、次世代や他地域に伝える教育を実現していきます

(教育環境の例)

- 復興につながるような教育や、原発事故の経験を活かす教育カリキュラム
- 小中高一貫教育による高度で質の高い教育環境
- 放射線の影響のない場所での寄宿舎などを活用した教育
- 地域との触合いを大切に、地域文化も取入れた地域密着型の教育
- 国際化を見据えた人材育成教育
- 将来的に集積する先進産業につながるビジネス人材育成教育
- 地域全体を「学びの場」とし、浪江町民一人ひとりが役割を担って、なみえを学び合うような生涯学習環境

【目標】

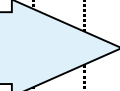

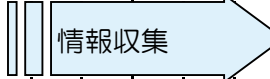

町外コミュニティでの学校のありかたや、ふるさとなみえにおける教育環境の将来像等を決定し、それぞれが将来に向けての選択を自由にできるようにするとともに、特区制度などを活用して、将来像を実現させ魅力的な教育環境を作り上げていきます。

施策の実施スケジュール

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
1. 子どもたちの絆やふるさととのつながりの維持							
(1) 子どもたちの集まる機会の創出							
・ 大学、NPOとの連携による学習や遊びの場づくりの継続、拡大	現行事業の継続						
・ 町、学校、PTAが参画した子どもたちの“再会の場”づくり	現行事業の継続						
・ 県内宿泊施設と提携した“再会の場”づくりの支援	実行委員会の組織、事						
・ 公民館活動等を利用した再会の場づくり							
・ ニーズを踏まえたうえでの、長期の休みを利用した宿泊の場の創出							
(2) 絆やつながりを保つ仕組みの強化							
・ 子どもたちの心情に配慮したアンケート実施によるニーズの把握	各種事業等で						
・ 学校だよりの継続的発行及びHPでの学校情報発信	現行事業の継続						
・ つながりを保つ様々な活動のための場所の確保							
・ 小学校校歌の記録、保存事業(校歌がつなぐふくしま再生への思い)への参画(順次中学校へ拡大)	校歌の音源作成、校歌の再生ができるHPの作成						
・ 将来の再会イベント、成人式等に活用するための就学者名簿の維持管理	将来の再						
・ 住民票を移さなくても避難先自治体から成人式等の通知が来るよう要請(子どもたちの選択肢を確保するための措置)							
(3) 再開した町立学校でのふるさとを学ぶ機会の充実							
・ 「ふるさとなみえ科」による浪江の伝統文化や復興等をテーマにした学習の実施(浪江小学校)	浪江小学校において実施						
・ 総合学習を活用した浪江の伝統文化、郷土芸能、自然、歴史、産業等についての調べ学習の実施(浪江中学校)	浪江中学校において実施						
・ 浪江小学校、浪江中学校での取り組みを広く発信							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
事業計画を見直しのうえ継続															町	県内の大学、NPO等	なし	教育委員会事務局		
長期休みを利用した事業実施															町	小・中学校 PTA	なし	教育委員会事務局		
業検討																				
ニーズに応じた事業展開															町	県等、小・中学校	なし	教育委員会事務局		
ニーズに応じた事業展開															町	町民	なし	教育委員会事務局		
ニーズに応じた事業展開															町	小・中学校、PTA	なし	教育委員会事務局		
子どもたちのニーズの把握が必要な場合に適宜実施															町	小・中学校	なし	教育委員会事務局		
学校だより継続発行、学校HPの立上げ及び情報発信															町	小・中学校	なし	教育委員会事務局		
様々な活動に応じた活動の場の確保															町	小・中学校 PTA NPO等	なし	教育委員会事務局		
順次中学校へ拡大、及び教育委員会、各学校HPからの閲覧を可能にする															町	小学校、プロジェクト事業者	絆プロジェクト 「校歌が つなぐ くしま再生への思い」	教育委員会事務局		
会外等に活用するための名簿の管理															町	小・中学校、PTA	なし	教育委員会事務局		
継続して要請活動実施															町	なし	なし	教育委員会事務局		
内容を見直しのうえ継続															町	小中学校	なし	教育委員会事務局		
内容を見直しのうえ継続															町	小中学校	なし	教育委員会事務局		
活動内容に応じて随時実施															町	小中学校	なし	教育委員会事務局		

施策の実施スケジュール

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
2. 子どもたちへの学習支援、学習環境の充実							
(1) 県内に避難している児童生徒の学習環境の改善							
・校舎内外のモニタリング、HPでの情報発信による教育環境の安全性の担保							モニタリ
・スクールバス運行事業による通学支援の継続							現行事業
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による心のケアの強化（浪江小学校、浪江中学校にて設置済み）							H24.4月 配置済
・図書館『浪江in福島ライブラリーきぼう』の活用（福島市笹谷）							H24.8月 開所 町民と 仮設住
・NPO、学習支援ボランティア等による学習支援の継続及び拡充							現行事業継続 
(2) 県外に避難している児童生徒の学習環境の改善							
・再会の場における学習支援プログラムの実施							一部学校で は実施中  事業実
・県外のNPO等の学習支援活動の情報発信の強化							 情報収集
・支援が必要な子どもたちに対する学習支援ボランティア派遣							避難している町民の中から を検討（全国的な動きに
・転校先の学校生活への適応が図られるよう、特段の配慮を関係市町村教育委員会へ要請							継続
・子どもたちの心の健康問題を適切に取り組むよう関係市町村に要請							継続
・電話相談や相談窓口等の設置による心のケアの強化							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
ソングの継続実施、HPによる情報発信															町	県、小・中学校	なし	教育委員会事務局		
継続及び状況に応じた改編															町	県、小・中学校	就学援助費助成	教育委員会事務局		
心のケアの実施															町	県、小・中学校	就学援助費助成	教育委員会事務局		
市民の情報発信と支援の場の提供 宅の児童、生徒に勉強場所の提供															町	福島市、町民	なし	教育委員会事務局		
事業の継続実施および参加者範囲の拡大や進路相談等も含めた内容の拡充の検討															町	NPO	なし	教育委員会事務局		
長期休みを利用して実施															町	国・県、NPO	なし	教育委員会事務局		
各種情報媒体による情報発信															町	NPO等	なし	教育委員会事務局		
学識経験者等のボランティアを募り、派遣する等の構想出来るように検討)															町	国・県、NPO	なし	教育委員会事務局		
的に要望活動を実施															町			教育委員会事務局		
的に要望活動を実施															町			教育委員会事務局		
心のケアの実施															町			教育委員会事務局		

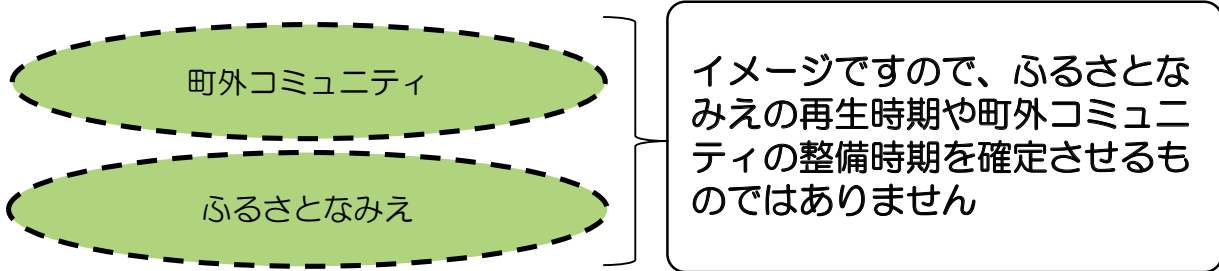
施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
(3) 教育支援制度の拡充							
・就学援助費助成の支給条件緩和の継続	H26年度まで実施 現在、町単独費用負担をし						
・就園奨励費助成の支給条件緩和の継続	今年度末まで実施予定						
・県外避難者等にも対応した通学費助成制度の支給条件緩和の継続							
・各種支援制度の情報発信と相談受付体制の強化							各種情報媒体に
・幼稚園、高校、大学等も含めた教育支援の国県への要望	継続的						
(4) ふるさとなみえの教育環境の再生に向けての先行準備							
・アンケート調査等による子どもたちや保護者のニーズの把握							
・ニーズを踏まえた望ましい教育環境の検討組織設置と検討の実施	検討組織の設置						
・町内小中学校のモニタリング強化と徹底した除染の実施	モニタリング継続						
・教育施設の整備と維持管理徹底（ガラス割れ対処等）	破損等事由毎に随時						

H25年												H26年			中期	長期	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
<p>予定（状況に応じて延長を検討） ているので、財政支援を国、県に要望</p>														町	国、県	就学援助費助成	教育委員会事務局			
<p>継続実施を国県に要望</p>														町	国、県	就学援助費助成	教育委員会事務局			
<p>よる情報発信、相談体制の強化</p>														町	国、県	なし	教育委員会事務局			
<p>に要望活動を実施</p>														町	国、県	なし	教育委員会事務局			
<p>必要に応じて適宜実施</p>														町	小・中学校	なし	教育委員会事務局			
<p>継続的に検討実施</p>														町	国・県、小・中学校	なし	教育委員会事務局			
<p>除染計画に併せたモニタリング、除染の強化</p>														町	国・県、小・中学校	なし	教育委員会事務局			
<p>対処</p>														町	国・県、小・中学校	なし	教育委員会事務局			

施策の実施スケジュール

施策	短期								
	H24	H25						H26	
	9~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 10	10~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 9	
3. 中長期的な教育環境の再生にむけて									
(1) 短期的な取り組みの継続的实施									
・子どもたちの絆やふるさととのつながりの維持のための取り組みの継続									
・子どもたちへの学習支援、学習環境の充実のための取り組みの継続									
(2) 町外コミュニティでの教育環境の方向性									
・町外コミュニティの整備状況に合わせて、継続的に検討									
・町外コミュニティにスムーズに移行できるよう、受入れ先自治体との詳細な協議の実施									
(3) ふるさとなみえでの教育環境の方向性									
・区域の見直し、除染、インフラ整備の進捗状況に合わせて、継続的に検討									

中長期								実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
	H27	28	29	30	31	32	33				
10~ 12	1~ 6	7~ 12									
中長期も継続的に支援								町	なし	なし	教育委員会事務局
中長期も継続的に支援								町	なし	なし	教育委員会事務局
町外コミュニティ 【検討・協議内容を町外コ ミュニティに反映】								町	なし	なし	教育委員会事務局
								町	なし	なし	教育委員会事務局
ふるさとなみえ 【検討内容をふるさと復興 に反映】								町	なし	なし	教育委員会事務局



6) 仮設住宅・借上住宅など住環境の改善

《背景・課題》

住みなれた我が家を離れ、大多数の町民が仮設住宅や借上げ住宅での避難生活を余儀なくされていますが、住宅の質、先行きが不透明な入居期間、住みたい場所に住宅がないなど、住まいに対する不安は解消されていません。

当面、仮設住宅、借上住宅での居住が余儀なくされるため、現在の制約の中で改善できる事項については、引き続きその改善が必要です。

ただし、住宅の構造や立地の問題が大きいいため、根本的な解決は復興公営住宅等を中心とした町外コミュニティの整備が必要です。

1. 仮設住宅では修繕を要する不具合が続いており、その改善が必要です。
また、浜通りでの早期居住に対するニーズが根強くあります。

2. 借上住宅制度の継続が不透明であり、全国で孤立や疎外感に苦しむ町民が存在します。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	全ての浪江町民	仮設、借上住宅など住まいを確保するとともに、その住環境では解決できない住環境改善のため町外コミュニティを早期に整備し、快適な住環境での生活を実現します。
中期		避難生活が一定の区切りをつけるまでの間、住まいを確保し続け、快適な住環境での生活を実現します。
長期		

《施策（取るべき対策）》

①仮設住宅での住環境改善

【課題】

- ・これまで、住環境向上のための追加工事をしてきましたが、設計上の課題（遮音性、狭あい性、耐久性等）や、馴染みにくい地域での生活など、根本的な課題を克服することは極めて困難な状況です。
- ・浪江町に割り当てられている仮設住宅の建設地以外への入居希望が多数あります。
- ・入居期限後（平成 26 年 3 月以降）について、はっきりとした見通しが示されず先行きが不透明な状況です。

課題解決のための手法

（１）仮設住宅での住環境の改善

- ・修繕や追加工事を継続して実施
- ・空き部屋の有効活用を継続して実施
- ・町バスによる支援を継続して実施
- ・定期的なモニタリング結果の公表を継続して実施
- ・避難先としてニーズの高い自治体への仮設住宅建設を県に継続して要望
- ・柔軟な制度の運用、拡充（入居期間や住替制限の緩和等）を国や県に継続して要請

（２）町外コミュニティへの円滑な移行

- ・町外コミュニティの早急な整備
- ・町外コミュニティへの移転支援（公募方法の検討 など）

【目標】

不具合や現在の設備を利活用することにより改善できることは引き続き実施し、住環境の向上に努めます。根本的な解決を図るため、町外コミュニティを早急に整備します。

②借上住宅での住環境改善

【課題】

- ・通勤、通学、通院など、現在の生活に対応した借上住宅制度の先行きが不透明です。
- ・町民が全国各地に分散してしまい、孤立感や疎外感に苦しんでいる方への支援ができていない状況です。

課題解決のための手法

(1) 借上住宅での住環境改善

- ・入居期間や住替制限の緩和等、柔軟な制度の運用を国や県に継続して要請
- ・孤立防止対策のため交流の場を拡充

(2) 借上住宅で克服することが困難な問題の解決

- ・孤立防止対策のため町外コミュニティを早急に整備
- ・町外コミュニティへの移転支援（公募方法の検討）

【目標】

町民一人ひとりの事情に応じ、それぞれが希望する場所へ住み続けられるよう住まいを確保します。

施策の実施スケジュール

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
1. 仮設住宅での住環境改善							
(1) 仮設住宅での住環境改善	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">H23年度から実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">未定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">町民の次の住</div> </div>						
・ 修繕や追加工事を継続して実施							
・ 空き部屋の有効活用を継続して実施							
・ 町バスによる支援を継続して実施							
・ 定期的なモニタリング結果の公表を継続して実施							
・ 避難先としてニーズの高い自治体への仮設住宅建設を県に継続して要望							
・ 柔軟な制度の運用、拡充（入居期間や住替制限の緩和等）を国や県に要請							
(2) 仮設住宅で克服することが困難な課題の解決	用地選定⇒実施設計⇒着						
・ 町外コミュニティの早急な整備	候補地選定						
・ 町外コミュニティへの移転支援（公募方法の検討 など）							
2. 借上住宅での住環境改善							
(1) 借上住宅での住環境改善	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">H23年度から実施</div> </div>						
・ 入居期間や住替制限の緩和等、柔軟な制度の運用お国や県に継続して要請							
・ 孤立防止対策のため交流の場を拡充							
(2) 借上住宅で克服することが困難な問題の解決	用地選定⇒実施設計⇒着						
・ 孤立防止対策のため町外コミュニティを早急に整備	候補地選定						
・ 町外コミュニティへの移転支援（公募方法の検討）							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課													
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																						
<div style="position: absolute; top: 50px; left: 50px; width: 400px; height: 100px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; border-radius: 50%; opacity: 0.5; z-index: 10;"> 仮設住宅存続中は継続実施 </div>																													町	県	災害救助法	生活支援課	
																														町	県	災害救助法	生活支援課
																														町	福島交通等	地域公共交通確保維持改善事業（特定被災地域公共交通調査事業）	生活支援課
																														町	なし	なし	生活支援課
																														町	国、県	災害救助法	生活支援課
<div style="position: absolute; top: 150px; left: 50px; width: 400px; height: 30px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; border-radius: 15px; opacity: 0.5; z-index: 10;"> まいが確保できるまで存続を要望していく【要請中】 </div>															町	国、県、被災自治体等	災害救助法	生活支援課															
<div style="position: absolute; top: 180px; left: 50px; width: 400px; height: 30px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; border-radius: 15px; opacity: 0.5; z-index: 10;"> 工（造成・建設）⇒移転（公募・入居） </div>															町	国、県、受入自治体等	公営住宅法 福島特措法	復興推進課															
<div style="position: absolute; top: 210px; left: 50px; width: 250px; height: 30px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; border-radius: 15px; opacity: 0.5; z-index: 10;"> 設計・施工等 </div> <div style="position: absolute; top: 210px; left: 350px; width: 100px; height: 30px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; border-radius: 15px; opacity: 0.5; z-index: 10;"> 入居 </div>															県	国、県、被災自治体等	公営住宅法 福島特措法	復興推進課															
<div style="position: absolute; top: 240px; left: 50px; width: 350px; height: 30px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; border-radius: 15px; opacity: 0.5; z-index: 10;"> 国・県・被災自治体等との検討 </div>															町	国、県、被災自治体等		復興推進課															
<div style="position: absolute; top: 350px; left: 50px; width: 400px; height: 100px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; border-radius: 50%; opacity: 0.5; z-index: 10;"> 借上住宅存続中は継続実施 </div>																													町	国、県、受入自治体等	災害救助法	生活支援課	
																														町	町民・町・受入自治体・各種団体等	なし	生活支援課
																														町	国、県、受入自治体等	公営住宅法 福島特措法	復興推進課
																														県	国、県、受入自治体、社会福祉協議会等	公営住宅法 福島特措法	復興推進課
																														町	国、県、受入自治体等	福島復興再生特別措置法等	復興推進課

7) 避難先で安心して暮らすために

《背景・課題》

以前は、町内に役場があり、町民の方々が住み、生活するうえで必要な施設やサービスもありました。原発事故に伴い全国の約 620 の市町村に避難している浪江町民が、避難先の市町村で安心して暮らすためには、かつての浪江町での生活と同等の行政サービスが提供されることが必要ですが、浪江町役場だけでは十分な行政サービスが提供できない状況にあります。

1. 二本松市に浪江町役場二本松事務所を設置していますが、遠方に避難されている方を中心に、直接役場に来庁しての手续が困難な状況です。

2. 原発避難者特例法が施行されましたが、役場で行っていた全ての事務事業に適用されるものではありません。

3. 住民登録を移した町民の方には、同じ被災者であるのに登録をし続ける町民とのサービス格差が生じてしまうという不安があります。

4. 避難している町民の方々が避難先で安心して生活をするうえでは、浪江町や避難先自治体からの行政サービスだけでは成り立ちません。

5. 避難の長期化に伴い、浪江町民を受け入れている自治体や、避難先地域住民とのトラブルが生じる可能性があります。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	避難を余儀なくされている全浪江町民	避難先や住民登録地に関係なく、生活再建のために必要な支援や行政サービスの提供を受けることが出来るようにします。
中期		
長期		

《施策（取るべき対策）》

①避難先にとられない行政サービス提供方法の拡充

【課題】

- ・遠方の避難者は町の窓口での手続きや証明書の受け取りが困難な状況にあります。

課題
解決
のための
手法

(1) 各種手続きの利便性の向上

- ・町税のコンビニ納付導入の検討
- ・町税の口座引き落としの再開の検討

【目標】

窓口に来なくても行政サービスが受けられる環境を整備します。

②原発避難者特例法の拡充

【課題】

- ・住民票を異動しないことにより、身分証明や行政サービス提供の面で不利益を受ける場合があります。

課題
解決
のための
手法

(1) 原発避難者特例法の拡充の要請

- ・避難先住民と同等に公共施設を利用できるよう制度拡充を要請
- ・避難先住民と同等に防災や災害の支援を受けられるよう制度拡充を要請
- ・避難先住民と同等に生涯学習活動へ参加できるよう制度拡充を要請

【目標】

避難生活において、住民票を異動しないために不利益が生じないようにしていきます。

③住民登録を移すことによる不安の解消

【課題】

- ・避難生活という困難な状況の中で、様々な被災者支援策が講じられていますが、いつまで続くのかが不透明です。
- ・住民票を異動してしまうと、浪江町から行政サービスを受けられなくなるのではないかと町民の方々の不安があります。
- ・住民票を異動してしまうと、選挙権を失い町政に意見を反映できなくなるのではないかと町民の方々の不安があります。
- ・町民の方々が全国各地に避難しているなか、避難生活の困りごとを反映させる機会が十分ではありません。

課題解決のための手法

(1) 被災者支援制度の継続と拡充の要請

- ・高速道路無料化の継続を要請
- ・医療費窓口負担の減免の継続を要請
- ・税の救済措置の継続と拡充を要請
- ・仮設住宅および借上住宅の制度の継続と拡充を要請
- ・浪江に住民登録をしたまま避難先で行政サービスを受ける際の法的な障害等の整理

(2) 転出者に対する継続した生活再建支援の提供

- ・転出者に対して継続して行なっていく行政サービスの明確化
- ・再転入の支援や絆の維持など転出者向け行政サービス提供の検討
- ・避難先での定住希望者に対する生活再建支援制度の拡充の要請
- ・転出後も浪江町の選挙に参政できる選挙制度の特例などの検討と、検討内容の実現を要請

(3) 転出者の町政への参画支援

- ・原発避難者特例法で定める住所移転者協議会の設置の検討
- ・ふるさと納税を納税者が用途を選択できる制度の導入の検討

(4) 協働による町づくりの推進

- ・町民の不安や困りごとを町政に反映させる体制づくりの推進
(広聴を含む)

【目標】

現行の被災者支援制度の継続を要請するとともに、転出をしても浪江町と関わり続けられるような仕組みを構築し、避難先での生活での不安を解消します。

④協働による生活支援の推進

【課題】

・避難生活で生じる様々な困りごとに対し、行政は十分な対応ができない状況です。

課題
解決の
ための
手法

(1) NPO 等との連携、協力による決め細やかな生活支援の実現

- ・NPO 等が提供する生活支援と町民とを繋ぐ仕組みづくりの推進
- ・NPO 等同士のネットワークの構築の推進
- ・NPO 等への参画の推進

【目標】

町内および受入れ先自治体の NPO 等と行政とが連携し、多彩な町民の方々のニーズに対応できる体制づくりを推進します。

⑤受入れ先自治体や地域住民への配慮

【課題】

・避難者を受け入れている自治体の負担は増加しており、避難先住民も医療機関での待ち時間が増えるなどの不利益が生じています。

課題
解決の
ための
手法

(1) 避難先自治体との共生の推進

- ・受入れ先自治体への交付税措置などの財源措置の継続を国へ要請
- ・避難先でサービスを受けるうえでの適正な負担を検討
- ・浪江町民が多く避難している自治体との協議の場の設置

【目標】

受入れ先自治体への財源措置を確保するとともに、浪江町民が地域にすることでその地域住民がサービスを受けるうえでの不都合を解消します。

施策の実施スケジュール

施策		H24年						
		9	10	11	12	1	2	3
1. 避難先にとらわれない行政サービス提供方法の拡充								
	(1) 各種手続きの利便性の向上							
	・町税のコンビニ納付導入の検討	導入の検討						
	・町税の口座引き落としの再開の検討	再開の検討						
2. 原発避難者特例法の拡充								
	(1) 原発避難者特例法の拡充の要請							
	・避難先住民と同等に公共施設を利用できるよう制度拡充を要請	要請						
	・避難先住民と同等に防災や災害の支援を受けられるよう制度拡充を要請	要請						
	・避難先住民と同等に生涯学習へ参加できるよう制度拡充を要請	要請						

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>検討の結果、導入や再開の決定をしたものは速やかに着手</p> </div>																				
															町	金融機関 コンビニ	なし	町民税務課		
															町	金融機関	なし	町民税務課		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>導入の決定をした際は速やかに着手 ※すでに要請中の事項は、実現されるまで継続して行っていく。</p> </div>																				
															国	受入れ先自治 体	なし	総務課		
															国	受入れ先自治 体	なし	総務課		
															国	受入れ先自治 体	なし	総務課		

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
3. 住民登録を移すことによる不安の解消							
(1) 被災者支援制度の継続と拡充の要請							
・ 高速道路無料化の継続を要請	要請						
・ 医療費窓口負担の減免の継続を要請	要請						
・ 税の救済制度の継続と拡充を要請	要請						
・ 仮設住宅および借上住宅の制度継続と拡充を要請	要請						
・ 浪江に住民登録したまま避難先で行政サービスを受ける際の法的な障害等の整理	調査						
(2) 転出者に対する継続した生活再建支援の提供							
・ 転出者に対して継続的に行なっていく行政サービスの明確化	広報の配布など実施済みの取り組みもあり						
・ 再転入の支援や絆の維持など転出者向け行政サービス提供の検討							
・ 避難先での定住希望者に対する生活再建支援制度の拡充の要請	要請						
・ 転出後も浪江町の選挙に参政できるような選挙制度の特例などの検討と、検討内容の実現と要請	検討						
(3) 転出者の町政への参画支援							
・ 原発避難者特例法で定める住所移転者協議会の設置の検討	検討						
・ ふるさと納税を納税者が用途を選択できる制度の導入の検討	検討						
(4) 協働による町づくりの推進							
・ 町民の不安や困りごとを町政に反映させる体制づくりの推進(広聴を含む)	広聴や反映さ						

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
															町	国・NEXCO	なし	総務課		
															町	国	なし	総務課		
															町	国	なし	町民税務課		
															町	国・県	災害救助法等	総務課		
															町	国・県	避難者特例法	総務課		
															町	ボランティア 団体、NPO 等	なし	総務課		
															町	ボランティア 団体、NPO 等	なし	総務課		
															町	国・県	なし	総務課		
															町	国	なし	総務課		
															町	国	なし	総務課		
															町	なし	なし	総務課		
															町	大学・研究機 関	なし	総務課		

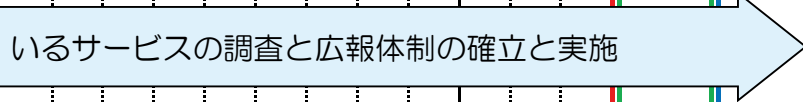

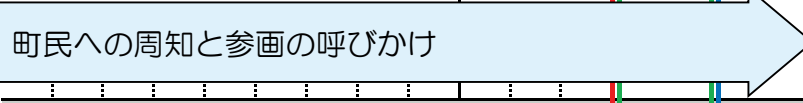
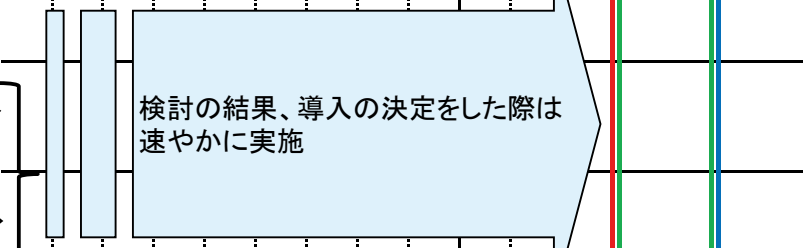

原発避難者特例法の変遷を注視したうえで、整理した内容をもとに法改正などを要請していく

整理がなされたものから随時実施

検討の結果、導入や再開の決定をしたものは速やかに着手

せるための検討組織などの体制を整備・実施

施策		H24年						
		9	10	11	12	1	2	3
4. 協働による生活支援の推進								
(1) NPO等との連携、協力による決め細やかな生活支援の実現								
・ NPO等が提供する生活支援と町民とを繋ぐ仕組みづくりの推進		提供されて						
・ NPO等同士のネットワーク構築を推進		一部実施中						
・ NPO等への参画を推進								
5. 受入れ先自治体や地域住民への配慮								
(1) 避難先自治体との共生の推進								
・ 受入れ先自治体への交付税措置などの財源措置の継続を国へ要請		要請						
・ 避難先でサービスを受けるうえでの適正な負担を検討		検討						
・ 浪江町民が多く避難している自治体との協議の場の設定		自治体との調整						

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
 いるサービスの調査と広報体制の確立と実施												町	市民活動団体	地域づくり総合支援事業（サポート・地域協働モデル支援事業）	生活支援課					
 ネットワークの構築												町	市民活動団体	なし	生活支援課					
 町民への周知と参画の呼びかけ												町	市民活動団体	なし	生活支援課					
 検討の結果、導入の決定をした際は速やかに実施												町	国	避難者特例法	総務課					
 協議の実施												町	受入れ先自治体	なし	総務課					

8) なみえの伝統文化の復興

《背景・課題》

原発事故により、全国各地に避難を余儀なくされたことから、従来、地域社会や地元
の風土などと密接に結び付きながら継承されてきた、浪江町の伝統文化を維持して
いくことが困難な状況です。

原子力災害によって、浪江町のこころや伝統文化が失われることのないよう取組ん
でいく必要があります。

1. 避難に伴い、町内に残された文化財の保存や、伝統芸能を披露、継承
していくことが困難な状況にあります。

2. 伝統文化や伝統芸能に触れる機会が喪失しています。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	伝統文化や伝統芸能	災害による文化財や伝統芸能等の被害状況を調査し、 今後の対応の基礎となるデータベース化を図るとと もに、保存会などの活動を支援し、原子力災害による 避難によって、なみえの伝統文化や伝統芸能などが失 われることのないようにします。
中期		写真、映像、文献等、浪江町に関する資料等を収集し、 公開することで、避難先、町外コミュニティ、ふるさ と等、それぞれの居住地でなみえの文化やこころに触 れることができるようにします。
長期		震災前と同様に、浪江の伝統文化や伝統芸能を継承 し、なみえのこころを次世代につないでいきます。

《施策（取るべき対策）》

①伝統文化の維持、保存、継承

【課題】

- ・文化財の被害状況や文化の担い手の現状の把握が困難であると同時に、警戒区域内の文化財などの保存が困難な状況です。
- ・伝統芸能の練習や披露の場が喪失するとともに、担い手の集まる機会が大幅に制限されています。
- ・避難の長期化により、伝統芸能などの継承の機会が失われています。

課題解決のための手法

（１）文化財や伝統芸能の現状の把握

- ・有形文化財の被害調査
- ・伝統芸能（無形民俗文化財）の現況調査
- ・文化財、伝統芸能関連の相談窓口の設置などによる相談体制の強化

（２）文化財の保存

- ・所有者、管理者と連携協力した指定有形文化財の保存、修復の実施
- ・所有者、管理者と連携協力した未指定有形文化財の保存、修復の実施
- ・文化財等の町外搬出、保管の実施
- ・文化財等の町内保管の検討、実施
- ・所有者、管理者の日常の維持管理、確実な保存を図るための指定文化財管理謝金制度（仮）の創出

（３）伝統芸能の伝承支援

- ・伝承用の記録映像作成
- ・披露の機会の創出
- ・伝統芸能の担い手への活動支援の実施（練習や稽古、披露に係る交通費の助成、場所の確保 など）
- ・浪江町芸術文化団体連絡協議会の再開による活動支援の強化
- ・民間財団、国、県等の補助制度を活用した支援の充実
- ・伝統芸能の活動状況、支援状況についての情報発信の強化

【目標】

文化財や伝統芸能などの現状を把握したうえで、ニーズに沿った支援を実施し、ふるさとなみえのこころや伝統文化をしっかりと引き継いでいきます。

②文化に触れる機会の創出

【課題】

- ・ 伝統芸能の練習や披露の場が喪失するとともに、担い手の集まる機会が大幅に制限されています。
- ・ 避難により、イベントなどでの伝統芸能の披露の場に気軽に観覧に行くことができない環境です。

課題解決のための手法

(1) 伝統文化や伝統芸能の発表、披露の場の確保

- ・ 芸能保存会等も参画した浪江町芸能祭の実施
- ・ 浪江町芸術文化団体連絡協議会の再開と活動支援及び発表会、展示会等の検討
- ・ 交流会、集会等の各種イベントへの出演機会の確保

(2) 発表、披露の場だけにとどまらない伝統文化に触れる機会の創出

- ・ 映像等の発信による伝統文化に触れる機会の拡充

【目標】

披露や展示の場の確保や、映像配信などの取組みにより、どこに避難していてもなみえのこころや伝統文化に触れることができるようにしていきます。

施策の実施スケジュール

施策	H24年											
	9	10	11	12	1	2	3					
1. 伝統文化の維持、保存、継承												
(1) 文化財や伝統芸能の現状の把握												
・有形文化財の被害調査												
・伝統芸能（無形民俗文化財）の現況調査												
・文化財、伝統芸能関連の相談窓口の設置などによる相談体制の強化												
(2) 文化財の保存												
・所有者、管理者と連携協力した指定有形文化財の保存、修復の実施												
・所有者、管理者と連携協力した未指定有形文化財の保存、修復の実施												
・文化財等の町外搬出、保管の実施												
・文化財等の町内保管の検討、実施												
・所有者、管理者の日常の維持管理、確実な保存を図るための指定文化財管理謝金制度（仮）の創出												
(3) 伝統芸能の伝承支援												
・伝承用の記録映像作成												
・披露の機会の創出												
・伝統芸能の担い手への活動支援の実施（練習や稽古、披露に係る交通費の助成、場所の確保 など）												
・浪江町芸術文化団体連絡協議会の再開による活動支援の強化												
・民間財団、国、県等の補助制度を活用した支援の充実												
・伝統芸能の活動状況、支援状況についての情報発信の強化												

施策の実施スケジュール

施策		H24年						
		9	10	11	12	1	2	3
2. 文化に触れる機会の創出								
(1) 伝統文化や伝統芸能の発表、披露の場の確保								
・ 芸能保存会等も参画した浪江町芸能祭の実施		補助事業、実施計画の作成等						
・ 浪江町芸術文化団体連絡協議会の再開と活動支援及び発表会、展示会等の検討		情報の整理・収集、補助事業、						
・ 交流会、集会等の各種イベントへの出演機会の確保							芸能団体の	
(2) 発表、披露の場だけにとどまらない伝統文化に触れる機会の創出								
・ 映像等の発信による伝統文化に触れる機会の拡充							芸能祭・発表会	

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
準備・実施														町	行政区、保存 団体、芸文協	財団助成	教育委員会事 務局			
、実施計画の作成等				準備・実施										町	行政区、芸文 協	財団助成	教育委員会事 務局			
活動再開、イベントの開催に合わせて随時実施														町	行政区、保存 団体、芸文協	なし	教育委員会事 務局			
などの映像などの配信を実施														町	行政区、保存 団体、芸文協	財団助成	教育委員会事 務局			

